

壮警町議会決算審査特別委員会会議録

平成29年9月14日（木曜日）

○付託議件 議案第61号 平成28年度壮警町各会計歳入歳出決算認定について

○出席委員（8名） 議長は職務のため出席

委員長	森 太郎 君	委員	真鍋 盛男 君
副委員長	加藤 正志 君	〃	高井 一英 君
委員	佐藤 忞 君	〃	長内 伸一 君
〃	菊地 敏法 君	議長	松本 勉 君
〃	毛利 爾 君		

○欠席委員（0名）

○説明員

町 長	佐藤 秀敏 君
副 町 長	杉村 治男 君
教 育 長	田鍋 敏也 君
会計管理者	小松 正明 君
税務会計課長	
総務課長（兼）	作田 宏明 君
総務課参事	庵 匡 君
総務課参事	上名 正樹 君
住民福祉課長	小林 一也 君
経済環境課長（兼）	阿部 正一 君
商工観光課長	齊藤 英俊 君
建設課長	工藤 正彦 君
生涯学習課長	山本 貴浩 君
選管書記長（兼）	作田 宏明 君
農委事務局長（兼）	阿部 正一 君
監委事務局長（兼）	齋藤 誠士 君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長（兼） 齋藤誠士君

◎開議の宣告

○森委員長 これより本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎会議録署名委員の指名

○森委員長 会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、委員長において菊地敏法委員、毛利爾委員を指名いたします。

◎議案第61号

○森委員長 議案第61号 平成28年度壮警町各会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑を受けます。まず、一般会計歳入全体について。

○加藤委員 私は、9ページと10ページとまたがるのですけれども、まず第1点目、農林水産業費負担金です。このことにつきまして41万1,123円の不納欠損が出ておりますので、そのことについての内容と今後の対応につきましてまず1点お伺いしたいのと、もう一点は使用料及び手数料の部分におきまして土木使用料、この中の住宅使用料現年分と住宅使用滞納分が27年度よりも増加傾向にありますけれども、今後のその対策についてをお伺いしておきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○経済環境課長 ご答弁申し上げます。

この不納欠損の関係だったのですけれども、不納欠損につきましての事業としましては昭和62年度から平成9年度まで実施されました大壮地区の国営農地開発事業で行ったもので、これに係る不納欠損ということでございます。今回1件1名の方で41万1,123円の不納欠損ということなのですけれども、この方につきましてはこの国営開発事業そのものについて当初からも不満があったということで、国との協議が決着つくまでは支払う意思はないということで現在に至っているものでございます。町としましては、分担金の納入につきまして各年度において請求書、督促状、催告書などを送付したりしていますし、また面談とかも繰り返して行いながら納付のお願いをしてきたのですけれども、支払う意思はないという内容でございます。今回の不納欠損につきましては、支払いが発生している平成22年度分の支払いのものなのですけれども、本人ともお会いしまして、幾らかでも払ってもらえるよう交渉を行ったのですけれども、結果は不調に終わりました、本人からは法律の専門家に相談して考えるという発言も実はあったのですけれども、最終的に負担金を支払わないということで現在に至っております。それで、内部のほうでも検討しまして、不納欠損という処理したということでございます。今後ということなのですけれども、なかなか支払わないという姿勢は崩してはいないということなのですけれども、今後引き続き、難しいかもわからないのですけれども、面会、話し合いを進めていきまして、理解を

求めていきたいなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○建設課長 2点目の住宅使用料の滞納対策につきましてご答弁を申し上げます。

住宅使用料の滞納対策につきましては、平成28年度までは年数回の催告状の送付ですとか計画納付の相談、また徴収に出向いたり、場合によっては退去時の敷金の返還時に相殺するなどを行っておりましたが、さらに強化をするために平成28年度に債権回収の研修に職員が参加し、マニュアルのまだ案の状態ですが、整備をしております。平成29年度は、それに基づきまして毎月の督促ですとか、あと分納中の人には春にその状況を周知をするなど滞納対策の強化をしております、今後は連帯保証人に連絡するですとか、そういうことも含めてさらに強化をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○加藤委員 初めの質問について今答弁いただきましたけれども、使われた本人は何か支払いをしないような話をされているというふうな答弁いただきましたけれども、こうなるとなかなかいろんな別な場面でもそういうこと起き得ることがあった場合どう対処するのかなと思ったりもするのですけれども、ただこの件について公的措置というか、言葉悪いのですけれども、例えばの話で差し押さえとか、例えばそういう部分でのもう少し強く話を持っていくとか、何かそういう形にしないと、俺はもうこんなこといいのだ、支払わないのだという形で話が通るのかなというふうにちょっと感じるのです。そういう対策も何か別な形で必要なかと思うのですけれども、その辺についての何か考え方がありましたらちょっと伺いしておきたいのですけれども。

○経済環境課長 ご答弁申し上げます。

今委員おっしゃられるとおりのことだと思っております。この受益者負担金滞納分につきましては、委員おっしゃるとおりほかの税金と同じように強制執行というようなことも、例えば悪質な滞納の場合、強制執行ということはありますけれども、このケースでは本人が根本的に納得をしていないということで、行政に対して、町を含め北海道ですとか国に対して不満ですとか不信感を持っているということで、強制的な措置をしても、町としては本当に強制的な措置をしなければならぬのかもわからないのですけれども、そうすると本人としましてはさらに不信感ですとか不満を増長するというだけに、そういうふうにも増長するだけになりかねないということもあまして、そうすると町にとって負担金自体は差し押さえして歳入されるかもわからないのですけれども、そのほかのこと、いろんな関連するようなことを考えると必ずしも決していい結果にはならないのではないかなということもあまして、法的、強制的なことをしなければならぬというのは重々承知はしているのですけれども、そこは慎重に行いたいなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○松本議長 済みません。突然議論に参加するような形で。せっかく加藤委員のご質問で答弁ありましたけれども、それでいいのですかという生煮えの結果にしか聞こえませんけ

れども、混乱させるとか殊さら事を荒立てる気はないのでありますけれども、答弁の中にありましたけれども、当事者が、ご本人が法的な措置も考えたいと、いわゆる不満を持っている、国や道や、あるいは町に対して、行政に対して。だったら、それをおやりになればいいのであって、それが通るのであればです。ただ、どんな理由にしる負債として残ったものを払わないで済むというのがおかしいのであって、社会的に。それを払わないで誰もが問題なければいいけれども、それは町が払っているわけであって、国に対しては。そうでしょう。それもらえない分が赤字になっている。ずっと最後に収支のことで質問しようと思いましたが、行革大綱の中で入るをはかりて出るを制す、なすという言葉を使っておりましたけれども、そのとおりでありまして、入るをはかるところに不必要な支出をしているわけですから、これはどうなの。それは、結果どうなるかわかりませんが、ちゃんと毅然として法的な措置を正面から進めるべきなのではないでしょうか。その結果が社会的ないしは地域的に不協和音を生んだり、違う意味で行政不信に陥るみたいな話をされておりましたけれども、それはそれではないのでしょうか。果たしてそうなるのでしょうか。そんな感想を持ったのですけれども、それでよろしいのでしょうかねと。これは決して今始まったことでも何度もないですけれども、行政がずっと継続している負の遺産みたいなところがありますが、それに目をつぶって、過去がそうだったからという踏襲は果たしてどうなのでしょうかという疑問は残りますので、明確にいかなくても答弁いただきたいと思えます。

○副町長 私のほうからお答えをさせていただきますが、まずこれは土地改良法に基づいての国営農地開発事業に絡めての負担金であります。この不納欠損にかかわる分につきましては、土地の所有者が亡くなって、所有権がそのまま、強制執行的な部分でいけばなかなかしづらい土地の状況にあるということで、今の状態に至っているということをご理解いただきたいということとこれまで町として町村会の弁護士さん、あるいは土地連さんの弁護士さん等々と相談をしながらこの対応に当たってきております。見解が一部弁護士さんの中でちょっと合わない部分もあって、なかなか今となつては対応が難しい状況にあるということで、今回不納欠損にせざるを得ないということで、時効の関係から不納欠損をさせていただいたということでもあります。正確にこうしたいという部分もなきにしもあるのですが、土地に付随する権利関係のものでありますから、現状としてはなかなか手をつけづらいという部分がありますので、相続人等の関係もありますから、そこを整理されない町としては次のアクションを起こすというのが困難な状況にあるということで、難しい案件でありますということだけちょっとご答弁させていただいて、ご理解いただければと思います。

○佐藤委員 まず、8ページの町税の不納欠損解消についてということで質問したいと思います。

私が議会に参画した平成22年度の町税の不能欠損額は実に272万6,000円で、23年度は435万6,000円、24年度は4万4,000円に激減しております。その後10万円台、そし

て27年度は4万8,000円となっております。この間、やはりこの不納欠損解消のために税務関係職員の皆さんの並々ならぬ努力のたまものでないかと思えます。そこで、町民税の個人滞納繰り越し分は281万円、固定資産税は1,411万円もありますが、町はこの滞納繰越金の解消、すなわち不納欠損額を生じないためにどのような方法をもって取り組んできたか、また今後どのような取り組みをする考えか。

2点目、滞納繰越金の解消のためには壮瞥町は平成24年度から町税の滞納対策を強化し、預金だとか給与、国保税の還付金などの金銭債権だけでなく、動産や不動産の差し押さえを行い、差し押さえた動産や不動産のインターネット公売に取り組み、平成26年9月の広報を見ますと第1回目のインターネット公売、また10月号には第2回目の公売、その後も自動車だとか農機具のインターネット公売を実施するというので広報に記載されていましたが、28年度は滞納繰り越し分の解消に向けて取り組んだ差し押さえ状況やインターネット公売の実績があれば伺います。

3点目、特に固定資産税の現年度課税分の収入未済額を見ますと28年度は110万円に対して、28年度は415万円と大幅にふえておりますが、このふえた要因は何か、もしもこの要因を承知していれば伺いたいと思えます。

最初に、以上の3点について質問いたします。

○税務会計課長・会計管理者　ご答弁申し上げます。

まず、1点目、不納欠損を生じさせないための取り組みという質問だったと思えますが、まず不納欠損が生じる原因といたしまして、大きく3つほどございまして、まず1つ目は滞納処分する財産がなくて、そして生活困窮者、つまり生活保護者や居所不明者など3年間継続した場合、この不納欠損になると。2点目は、徴収金が徴収できないことが明らかな場合、これは死亡や相続放棄などがあります。3点目は徴収権が5年間行使されなかった場合、時効の消滅ということで、大きく分けて3つございまして、今回の不納欠損のほとんどが生保によるもので、町といたしましては基本的には時効の消滅にならないように今後管理していきたいと考えております。

それと、2点目の平成28年度の差し押さえの状況でございまして、まず預金が21名で22件、51万8,235円、給与の差し押さえが2名の7件で37万6,000円、国税の還付金が16名の17件、37万504円、年金が4名の20件、69万5,000円、動産、1名1件で174万4,000円、不動産、2名の2件、127万4,001円、合計46名の69件、497万7,740円です。インターネットの公売の実績でございまして、マンションが2件、2LDKです。1つ79万1,001円ともう一件が40万円です。これが28年度の差し押さえた実績でございまして。

あと、3点目の固定資産税でございまして、これは平成28年度ですけれども、宿泊施設の収納が大きく収納されなかったというのが要因でございまして、328万9,000円ほどが回収されなかった。率にして1.6%の回収率が低いというのが要因でございまして。

以上です。

○森委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○森委員長 次に、歳出について、事項別明細書、ページごとに受けます。21 ページから。

○松本議長 なさそうですので、私のほうから。以前にも、予算のときか、確認したことではあるのですが、それに数字が出てきましたので、もう一度確認をしたいということですが、中身は庁舎清掃委託でありまして、書類を拝見させて……済みません。場所は、一般管理費の役場庁舎等維持管理経費になります。当初予算、平成 28 年度は 180 万何がしの予算でありましたけれども、清掃だけに限って言いますとその積算見積もりで 130 という数字をもって入札をかけていると。業務は日常の清掃、それから定期清掃というワックスがけとか窓拭きなども入った中身でありまして、落札といたしますか、執行が 70 万で済んでいるわけですが、それはそれで行政としては支出も抑えられたと。ただ、ほかの業者と比べて随分突出してといたしますか、表現変ですが、低い額だったと。委員長のお許しを得て、関連すると思いますので、地域交流センター山美湖の清掃についても伺いしたいと思いますけれども、よろしいですか。

○森委員長 はい、許可します。

○松本議長 山美湖のほうも同様に同じような予算……同じようなという言い方失礼です。同じような業務を入札に。執行されたのが 55 万、予算は 86 万でした。これも非常に下がってしまっていて、以前にも多分聞いたと思うのですが、果たしてそれだけ下がったら業務内容が低下するとか、そんなことはないのでしょうかという単純な質問させてもらったと思うのですが、それは影響ないよということでありまして、これは 29 年度もそうなのですが、ただ予算上は山美湖のほうは 28 年度に準じたせいか 70 万程度に予算を下げているのですが、要は 29 年度はどのような執行がされていて、具体的にどのような数字でどのような額で執行されているのかということと、どうなのでしょう。業務を管理するほうとしてその低い数字がどういう根拠なのだろうと素朴に思うのですが、一般的に見て行政が積算した額よりも大幅に下がっているわけですが、それを企業の努力と。うちだけではなくて、あちこちでそういった清掃、あるいはメンテの業務を実績として積んだ上で安い数字もとることがあるとか含めて業者の努力であるのかということなのか伺いしたいと、こういうことです。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

済みません。29 年度の実績の関係は、ちょっと資料持ち合わせていないので、今ちょっとご答弁は後ほどという形で答えさせていただければというふうに思っています。まず、議長おっしゃるように予算上 137 万何がしの清掃委託に対して 28 年度の執行が 75 万 6,000 円と。それとあと、環境管理業務については 46 万に対して 37 万 2,000 円になってございます。確かにおっしゃるとおり以前もご質問あったかなというふうに思っています。この部分に関しましては、多分うちとしてはよかれという形ではあるのですが、金額的には。

ただ、あと日常の清掃業務について毎日日報も終わった時点で上げていただいていますし、確認もしていると。ワックスがけのときも確認していると。そういう面に関しましては、業務的には何ら支障ないのかなというふうには認識してございます。あと、その部分での金額の差異については、工事と違って資材費とか云々というのは基本的にかからない。ほぼほぼ人件費がメインのところがあるのかなという形があって、役場庁舎と例えばどこか近くで、一日かかる仕事ではないので、その辺が1人の方なのか2人の方かわからないですけれども、その企業によっては違う場所の清掃業務の委託を受けていれば、例えば1日分の人件費が2カ所の部分での委託業務で払うことができ、そういうのも下げられるのかなというふうには思うところがございます。ですから、積算上はどうしてもこれだけかかるだろうという形のもので、どうしても積算上はうちのほうは正規にやっていると思っていますし、ただあとは業者がどういう形で、例えば壮警町内の近隣でやる業務があるので、下げているのかどうかというのは、ちょっとそれは業者でないとわからないですけれども、そういうことが要因としてあるのかなというふうに思っています。

以上でございます。

○松本議長 了解しました。いろんな諸事情勘案した中の企業の努力なり、考案してルートを変えるとか、なるほど、あり得る話だなと思いました。積算それぞれやらざるを得ないのはわかりますけれども、では逆に実際見たら交流センター山美湖の執行している業者と庁舎も同じ業者さんです。どちらも努力された数字なのでしょうけれども、そうやって考えると1日に2カ所一回にやれるというふうに考えればいいのですけれども、それを逆手にとるわけではないけれども、同じような清掃に限らず、同じようなことを一気に一緒に入札に応じる、業務を提供するというやり方で全体で下げるように導くことも可能なのではないかと今やりとりで感じたのですけれども、そんなことはほかでもできないのでしょうか。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

議長おっしゃるとおり、各施設、山美湖、役場庁舎、例えば情報館とか、あと子どもセンター、保健センターといろいろとあるという形の中で、おっしゃられたことを行革の中で一括発注等はできないかどうかというのは今現状として検討させていただいているところでございます、その辺が業者としてその分一括で請け負ったときにどれだけ安くなるのかとか、その辺は今検討をして、見積書をもし提出してもらえればなど。もしかしたらほかの部分に関しても、清掃用具にしても例えばエレベーターとか自動ドアの点検とか、そういうのもいろいろとちょっと今行革の中身で検討している最中だという形でご理解いただければというふうに思っています。

○森委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○森委員長 次に、22ページ。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○森委員長 次に、23 ページ、総務費、財政費についてありませんか。

○松本議長 2つございまして、防災諸費と財産管理にかかわりますが、1つはコミュニティFMに関してでありますけれども、負担金その他の仕組みについて特に問題があるという感じでないのですけれども、以前も災害対応のことでやりとりをしてありますが、その確認も含めてなのでありますけれども、要するに災害が起きたとき、あるいはそれが予測されるとき等にコミュニティFMとしてどのような対応をするのかということをもう一度確認したいのと、それはたしか割り込み放送もできるという話がありましたけれども、広域連携の中で行うのかないしは単独の壮警町の意味でそういうことが可能なのか、またその災害対応等の緊急ニュースソースについて、向こうが持ち合わせていない場合もいっぱいあると思うのですけれども、それはこちらの提供をそのまま情報として流してくれるのか。それがすぐ決まるまでにどれだけの時間ロスといたしますか、そういうことがあるのかお伺いしたいなというふうに思います。

それと、そういった準備を業者さん、民間企業になりますけれども、日ごろからどのように備えているのか、ノウハウ含めてですね、コミュニティFMの側に、そう感じます。日ごろは地域の情報も提供して放送してもらって、当然無料ではありませんし、有料だ、それはわかりますけれども、果たして緊急時の、恐らく有料になるか、多分無料だと思うのですけれども、そういう警報なり周知させるということがどのような準備を進めているのかなと、企業側に、それを確認したかったということでもあります。

もう一つは、LEDの整備をされました。28年度でリースの部分と、それから設計委託ありました。進んでいるのですけれども、質問する意図は街灯の電灯代を町のほうで補助しています、各自治体に。28年度が600万で、減額補正あったと思うのですけれども、29年度はまだ出ておりませんが、当初予算480万まで減額されているのです。恐らくそれはLEDによって電気料が下がったので、補助額も下がるのだろうというふうに推察しますけれども、実際どうなのでしょうかと、電気料が下がった部分は、気になったので、質問しました。現状をお知らせください。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

コミュニティFMの関係は、まず実績上 28年度はスポット的な緊急スポットは実績なしという形になってございます。ただ、予算上は手数料の中で基本的にスポットの料金等は1回20秒で何がしという形がありますので、そういうものは見ているという形になってございます。実際予算上は見えて、どういう形で運用しているかという形もあるのですが、現状として今まで壮警町ではほとんど使用していないと。逆にうちの町内だけであれば防災無線の関係も当然町内周知していますので、今回のミサイルのときもJアラート鳴ったときに基本的にうちは防災無線全部鳴っているという確認もしていますし、その辺はまず住民周知の関係ではできるのかなという形も考えているところでございます。ただ、あと今後の考えとしまして、複線化というか、複数の情報提供できるような体制というのが当然議長おっしゃるとおりコミュニティFMを含めて必要なのかなというふうには考え

ているところでございまして、その辺の向こう、コミュニティFMを運営しているほうともノウハウ、準備、どうなっているのかというところも現状としてインターネットの回線を使うとかいろいろと今やっていますけれども、その辺の緊急時の対応としては再度、いろいろと委員会等ありますので、その中でちょっと提案等、どういう準備しているのかという確認も含めて対応をお話ししていければなというふうに思っています。

それともう一点、街路灯の関係でございまして、実際上LEDが運用されて、29年2月、3月ぐらいから多少順次つけているところでございます。効果がどうなのかというお話で、実際上予算上たしか補助金600万とか28年度見ていて、たしかことしは400万程度という形になっていると。その中で間に合うのかというところでございまして、実績的に対比、今現状として29年度の上期交付金出しています。その部分でちょっと実績的なお話をさせていただくと、28年度の上期で補助金が256万2,900円をお支払いしてございました。しかし、今回29年度と同じ上期で173万5,100円という形で支払ってございます。ですから、それでいくと70%弱ぐらい軽減されていますし、逆にこれを2倍すると単純に350万程度であれば補助金の予算が、あくまでもつかみで今年度分、29年度400万としていましたけれども、今後30年度以降は実績を踏まえてまた予算計上していくと思っておりますけれども、もうちょっと下げられるのかなと、縮小できるのかなと。それと、あくまでも上期なので、12月からの部分が入っているんで、まだLEDに完全に切りかわっていない部分での金額でございまして、もう少し軽減されるという形の実績は見えているという形でございます。

以上でございます。

○松本議長 両方とも了解をしたのですけれども、実はコミュニティFMに関しては導入時にそこそこのイニシャルコストがかかるということで、これは仕方ないのでしょうかけれども、各行政も含めて、うちだけではなくて、防災を随分強調されて、言い方変ですけども、防災にも使えないしは災害時の支援、わかるのですけれども、それが随分色濃く出ていたものですから、私はむしろ果たして実際どうなのかと。広域に出た場合は、発生した場合は確かにそうなのかもしれませんけれども、今課長おっしゃったように壮警町の問題で、壮警町の周知は自分たちが持っている防災無線ないしは当然足を使ったり、車を使ったりして必死になって伝えていく、これが優先するわけだしということもございました。ですから、防災の価値がないとは言いませんけれども、その機能というのは限られているのではないかと。ただし、情報提供として重層的にあるべきだから、それはそれで認めると。であれば、課長おっしゃってございましたけれども、行政全体で企業に対して災害対応の準備をきちんとするということと行政との連携を日ごろからやっていく。我々が町内の職員が対応した防災訓練をするのと同じように、言い方変ですけども、こういうときにはこうなるというマニュアルも持って、つくって進めるべきだというふうに思うので、ぜひそれをほかの町、市とも呼びかけて進めていただきたいという希望がございまして。それが1つ。

もう一つ、LED、思った以上に効果があるというふうに理解します。これ、それに関連して聞きますけれども、町有施設の室内灯はどのような状況なのでしょう。もし学校も含めてLED化をすることで電気料がどんどん下がるのならこれはいいことではないかと。先ほどの出るを制すではないですけれども、出ていくのを減らすことができるのではないかと。ちなみに、私の事業所も実はLED化をしまして、非常に軽減されておりました。5年リースですけれども、4年、3年で元取るといえるのを実感していますので、その辺の可能性はあるのかどうか確認したいと思います。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

毎年コミュニティFMの放送局整備等事務委託連絡会議というのを開催して、各市、町の担当者と協議会を、会議を開いているわけですけれども、昨年の28年度の会議の際も次年度以降、例えば29年度インターネット放送に向けてという形で経費を算出するという形の中で、難視聴地域への改善とか、あとは災害時の情報ツールの多様化ということも題材に挙がってしまっていて、今後そういうことも含めて検討していこうと、そういう形をやっていかなければいけないでしょうと。それをいろいろと1市3町及び運営会社のほうと協議をさせて、今後の課題として挙がっていたという形で、その辺も含めてコミュニティFMのあり方を検討していくとか、協議していく形がよろしいのかなと。最近災害といいますが、長雨での災害よりは集中豪雨的な短時間の豪雨によって災害起きるといえるのが傾向多いので、なかなかコミュニティFM等を流すという形にはなっていないのかなというところもあるのですが、あくまでも災害のケース・バイ・ケースによって対応していければというふうに思っています。

あと、確かに街路灯の部分は、これ環境省の補助を使ってうちのほうで、近隣もやっていて、実績もあるという形の中で実施したところでございます。やはり本当に上がるのかなという半信半疑はあったのですが、結構自治会の負担も軽減できていますし、町の負担としても軽減できるということで、本当にやってよかったのかなというふうに認識しています。あと、施設の部分、例えば役場庁舎の全部のLED化とかほかの学校施設、議長おっしゃられたとおり施設にはなるのかなというところはあるのですが、あとその辺の部分について費用的な面、リース等でできるかどうかという、議長の施設でおっしゃるとおりリースでできるという形のもの、あとは行政として例えば補助金を運用してですか、そういう形のものでできるかどうかというところと、前に聞いたところでいくとやっぱり街路灯の単価よりも照明施設の部分の単価、多分照明施設って数が多過ぎるので、それを切りかえていこうとなると結構な費用かかるよと。ただ、リース代としてどう元取れるかというのは今後考えていかなければいけない。例えば新電力のほうもそうでしょうし、そういう面で少しでも考える要素としてはあるのかなというふうに考えてございます。

以上です。

○森委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○森委員長 次に、24 ページ、総務費、財政費、徴税费、戸籍住民基本台帳費。

○佐藤委員 24 ページになるのですけれども、先ほど 22 ページのところ質問したいなということあったものですから、もしもお許しいただければ発言したいと思いますけれども、取り扱いについてよろしくをお願いします。

○森委員長 22 ページに戻るといことですか。

○佐藤委員 戻る。

○森委員長 許可します。

○佐藤委員 ありがとうございます。それでは、22 ページの無線放送施設費についてちょっと伺いたいなということで発言をお許しいただきたいと思います。

壮警町、1977 年の有珠山噴火以降町内に防災行政無線施設の充実に努めてきました。この施設の保守管理が適正に行われるように毎年点検委託料を計上しております。そこで、私もこの防災無線については特に関心持っている一人ですので、その報告書を読ませていただきました。そこで何点か気になることがあったのです。といいますのは、各固定局の屋外拡声装置の地図が契約書に、請書についていて、番号が振られております。そして、報告書の番号と地図の番号が相当異なっているのです。その一例を挙げたいと思います。例えばナンバー 2、建部団地とありますけれども、ナンバー 2 は地図上にはないのです。これは役場の親局がナンバー 2 に指定されているようではありますけれども、ナンバー 2、それから立香でナンバー 11、上立香とあるのですけれども、ナンバー 11 の上立香でなくて、ナンバー 11 は中継局の匠の森が 11 になっているのです。そのように例えば星野、ナンバー 21 は正しくは幸内が 21 に指定になっていると。そういうのがいろいろと目につきました。そこで、このようにいろいろな契約書だとか調査だとかを依頼した場合に業者からそういう報告書が上がった場合の取り扱いですけれども、見ますと担当者から始まって、副町長まで決裁しているのですけれども、本当に内容を見て決裁しているのかなというささやかな疑問を抱きました。一日に多くの書類を見ますので、決裁をする立場にある人は全部見ることは至難のわざでないかと思えます。それだけでも一日終わるのでないかと思えますけれども、決裁印を押すということは責任が生じるということではないかと思えますので、今後内容についてもやはり精査して、決裁することが必要でないかなという気がいたします。そして、報告書の中の特記事項にナンバー 6 について述べられております。ポール及び配管付近に植物のつるが巻きついておりますが、つるの株にて切っておる状態です。しかし、撤去が必要ですよという言葉が、ナンバー 6 というのが壮警温泉の三恵病院の下です。旧三恵病院の下のところ、私はあそ二年に何回も通るのですけれども、やはりあそこは畑といいますか、荒地、荒れた土地の中にぽんと立っているものですから、いろいろと草だとか、そういうのが巻きついてはいるのですけれども、そういう指摘があったのですけれども、実際に行ってみるとやはり撤去が必要ですよという指摘があるにもかかわらず、それがされてないということです。そして、ことしも行ってみました。そうすると、また新しい草が、つるが巻きついて成長している。その立っている位置の問題もあるかもしれませんけ

れども、支柱の周りの草刈りをしておくことによってこのようなことが生じないのでないかなという気がしてなりません。ですから、今幾つか申し上げましたけれども、やはりせっかくこのように点検委託しているのですから、その後の処置をきちっとすべきでないかなという考えです。

そして、もう一つお聞きしたいのは、全国瞬時警報システムについてであります。このことについて私余り関心を持っておりませんでした。しかし、8月29日午前6時2分に、私はちょうど起きていたのですけれども、携帯電話がいつもと違うアラームが鳴りました。また、間もなく防災無線によるJアラートの放送も始まりました。朝ですので、空気が澄んでいるというのか、そういう関係でよく聞き取れました。テレビを入れるとどの放送局も同じ内容の放送の繰り返しでした。そして、また6時14分ころでしたか、Jアラートが、携帯が鳴りました。そのように私は壮警町でこのJアラートの装置を設置していたとは承知していなかったのですけれども、いろいろ調べてみますと町の広報で、平成26年の11月号の広報そうべつには11月28日に試験放送しますとか記事を見つけることができました。また、27年には、これも広報に出ていたのですけれども、11月25日に試験放送しますよ、そして28年の11月29日にもやはり行うということが広報に出ていたのです。そういう面で私がいかに無関心であったかということこれで証明されるのですけれども、町はこのように取り組んできたのを私は再認識したのですけれども、また最近では29年の広報6月号で弾道ミサイル落下時の行動についてということで2ページにわたって解説が出ておりました。私は、これ読んだときこんなあほなことがあるものかということ半信半疑で読んだのですけれども、8月29日の早朝に本物のアラートが鳴りまして、びっくりしたところです。そこで、Jアラートでメッセージが流れたときの対応について書かれておりますけれども、その6月号の最後のほうに自治体からの指示に従って落ちついて行動してくださいということもつけ加えられておりました。多分この自治体というのは壮警町を指しているのではないかと思いますけれども、そこで今回このJアラートの放送があったときに壮警町はどのような態勢で臨んだのかなということが1つ疑問に残りました。そのときの職員体制はどのような対応があったのかなということも、もしも対応していればそれについて伺いたいと思います。

また、最後になりますけれども、壮警町は平成27年12月に壮警町地域防災計画を策定しました。今後この中にJアラート発令時に対する対応について追加することは必要でないかなという気がしてなりません。もし追加するとすれば、いろいろと考えてみたのですけれども、第11章に防災知識の普及活動の2として普及を要する事項が幾つか書かれているのです。その中にJアラート発令中の対応の項目を入れておくことが必要でないかな。そして、Jアラートが鳴るのは今回のミサイルだけでなく、幾つか種類があるということのようです。私が調べた範囲では直接Jアラートが鳴るのは11項目あるということ出ておりましたけれども、やはりそういう項目もきちっと位置づけていくことが必要でないかな。ですから、Jアラートについて防災計画の中に位置づけることも必要でない

かということについて伺いたいと思います。

以上、幾つか申し上げましたけれども、よろしく願いいたします。

○森委員長 佐藤委員、今の部分については23ページの部分ということですか。瞬時……要するに防災諸費の部分ということですか。Jアラート。できれば質問、かなりボリュームあったので、ページの中で色濃く質問していただきたいと思います。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

4点ほどあったかというふうに思います。まず、先ほど最初の無線関係の委託、保守点検の関係ですけれども、確かにそこまで今おっしゃられたところの内容が把握していないというのが今現状でございます。その番号の相違というのが私のほうで今認識的にはないといった形で、その辺は今後十分注意していかなければいけないのかなというのと、基本的に保守点検で装置がどうなのだと、機能しているのかどうかというのをメインに考えたものですから、その辺のチェック項目等を見ながら精査しているというところもあるのかなと。2点目の報告書の中身につきましてもそういうことを踏まえて決裁等だけではなく、検査の中で担当とも連携して今後行っていかなければいけないというふうに認識しました。

次に、3点目ですけれども、今回のJアラートが鳴ったときの自治体の体制ですけれども、Jアラートが鳴って、鳴るとは誰も教えてくれないので、突然鳴りますので、6時10分、15分にはもう町のほうに副町長以下、担当2人、6時半には職員は総勢4名出勤してございました。あとは、振興局とかNHKとかメディアのほうからの電話等はありません。住民のほうからは特に役場のほうには連絡入ってございません。態勢としては、そういう形で速やかに鳴った時点で出勤というか、対応すべきという形で出てきたというふうに認識してございます。また、町長のほうからもすぐ鳴った後に私のほうの携帯に電話入りましたし、どうなっているのだというお話もいただいたところでございまして、そういう体制的には、今回初めてJアラートというか、實際上鳴ったのですけれども、今回の対応としてはその形で自治体として動いていると。出勤して、対応を、情報収集をしたという形でご理解いただければなというふうに思います。

また、最後の地域防災計画の中に入れるというJアラートの部分でございしますが、今までもJアラートは以前から運用しますよという形で、実際こういう形が本当に使われるのかなというのが正直なところでございました。ただ、最近の世界情勢の中で北朝鮮の問題で弾道ミサイル等が発射されたという形を受けて、今回Jアラート鳴ったわけですけれども、当町の場合は全部確認できています。Jアラートが放送されているかどうかというのは、確認できたというふうに認識してございますし、ただ道新さん等が出ていたのが鳴らなかったところもあるとか、そういう形のをどうするのだという形と、例えば私も思いましたけれども、Jアラートで鳴った部分で、頑丈な建物の中に避難してくださいとか、そういう形もあるのですけれども、そしたらいろいろとその後防災担当の中の話、各市、町の方とも話しましたけれども、どこに逃げるのだと。都会であれば例えば地下に逃げてくれとか、そういう話もあるのかもしれないけれども、例えば壮警でどこに逃げるのとい

うところも、都会部と市街地以外のところの部分ではいろいろと対応が変わってくるのではないのというお話もあった中で、地域防災計画までに今すぐにそういう形のもので入れる云々というのはちょっと今現状としては考えてございませんけれども、ご意見として、参考意見として伺ったという形でご理解いただければというふうに思っています。

以上です。

○森委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○森委員長 次に、25 ページ、総務費、選挙費、監査委員費、企画費。

○加藤委員 私は、企画費の中で8番の報償費についてお伺いしたいと思います。

この報償費につきましては、当初予算額 590 万となっておりますけれども、最終的予算が計上されているのは 1,760 万で、歳出が 744 万 6,308 円と記載されておりますけれども、この内容について私がちょっと調べた中では、ふるさと納税特産品の 684 万 6,380 円と、あと持ち家住宅取得奨励金、商品券についてでしょうけれども、そのことについてだと思えるのですが、その詳しい内容について、支出されている部分についてお伺いしたいのと、また持ち家の住宅奨励金、この活用内容についても伺いたいと思います。

また、もう一つ、その中で不用額が 1,015 万 3,620 円という金額が発生しておりますけれども、この不用額についてもお伺いしたいと思います。

○総務課参事（庵） ご答弁申し上げます。

今報償費についてのご質問でございましたが、委員がおっしゃったとおりで、報償費の内訳としてはふるさと納税に伴う返礼品代というのが大半で、あとは 60 万ほど定住促進事業、持ち家住宅奨励にかかわる報奨金でございます。まず、ふるさと納税のほうで専ら 1,000 万を執行残として残した大きな理由になっているのですが、ふるさと納税につきましては、昨年度の途中で何度か当初見込んだよりも納税額がふえたということで、随時増額補正をしていきました。制度上、本町の制度でいうと納税額の当時でいうと約 50%を返礼品にかかわる経費に充てるということで、報償費も同じように歳入の半分ずつ追加をしていきました。ただ、実際はふるさと納税の当町の返礼品の場合、結構農産品が多いということがあって、寄附は 28 年度中に先に来るのですが、実際は 29 年度に作物がとれて、送って、それから事業者さんにお支払いするというケースがあるものですから、予算上はどのコースに、どのような返礼品に寄附が来るかわからないので、常に半分ずつ計上していますが、実際には寄附はもらったけれども、まだ送っていない、そのために 29 年度に先送りしているということで、執行残が大きく出てくるということになります。それにつきましては、29 年度、今年度も一応半分は見ていますけれども、実際には多分来年度に持ち越されるものが出てくるのかなというふうに想像しています。

それから、持ち家住宅のほうにつきましては、報償費として 60 万の支出をしております。これは、住宅を新築された方の中で本町内の事業者さんを使っていただいて住宅を新築された場合には、商工会の商品券を 30 万円ずつ上乘せをしてお渡しをするというふう

に制度上なっております、昨年につきましては全部で昨年は4件のご利用があったのですが、うち2件が新築で、なおかつ町内の事業者さんを使われたということなので、その支給をしているというところでございます。あと残り2件については、新築ではなく中古住宅を購入されておりましたので、そこは商品券はお渡しはしていないということでございます。

以上でございます。

○森委員長 これより休憩に入ります。再開は11時10分といたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時10分

○森委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○加藤委員 今答弁いただきましたけれども、ふるさと納税の特産品の返礼品についてちょっとお伺いしたいのですけれども、やはり返礼品、毎年需要が多くなっているように伺いますけれども、この品目というものは今壮瞥町でどのようなものが多いのかなど。特にどういうものが要するに返礼品として好まれているものがあるのか、その辺をちょっとお伺いしておきたいと思います。よろしくお願いします。

○総務課参事（庵） ご答弁申し上げます。

当町で現在用意している返礼品等についてでございますが、日に日にといいましょうか、ふえていっているものですから、一応28年度末、29年3月末現在でいいますと68コースご用意をしておりました。同じような、例えばリングだったとしても生産者の方が違っていれば2コース目、3コース目というふうになるので、似たようなものが多いことは事実ではございます。返礼品の人気といいましょうか、需要の状況でいいますと一昨年1,000万ぐらい、27年度で1,000万ぐらい寄附があって、そのうちの半分は実は果物を求めた寄附であったのですが、昨年は野菜が一気にふえまして、27年度が170万ほどだったものが昨年は2,000万弱まで一気に返礼品としてふえまして、それが昨年前年比で大体3倍から4倍ぐらいになったのですが、それを牽引したというふうには分析をしています。野菜の中にもいろいろございますが、一番人気があるのはやはりトウキビです。当町としてはどちらかというと果物のイメージがあるのですが、やはり寄附される方が半分ぐらいが首都圏の方なものですから、どちらかというと北海道のトウキビというイメージで申し込みをされているのかなというふうには思いますが、いずれにしても農家さん含めて提供者、返礼品を送ることに対する参画していただける事業者の方が昨年は一気にふえたので、それで供給量がふえて、ふるさと納税自体がふえたと、そういうふうには分析をしております。

以上でございます。

○松本議長 私は、企画のジオパーク推進事業に関係して質問したいと思います。

今年度、29年度に世界ジオパークの再認定に無事通ったという状況にありますし、各自治体の推進協議会負担金で運営されていると、その趣旨も理解いたします。以前にもこれ

聞いたことがある中身でありますけれども、おのずと持っているジオパークに関連する中身、内容が違いますし、例えばお客さんが来て、宿泊する場所、あるいは食事をする場所と含めてもそれぞれの特徴があるわけで、またジオサイト含めた見ていただくものもそれぞれが特徴があると、そんなことも含めて考えますと、今全体でやっていますけれども、それぞれの役割があってしかるべきだというふうに思っています、そもそもこのジオパーク推進ないしはこういった地域の遺産を対外的にアピールしようと、PRしていこうという活動そのものが壮瞥町を起源とするところがあったというふうにも考えておりますので、壮瞥町が考えるこうあるべきだ、ジオパーク推進における自分たちの役割はどうあるべきだということを自認といいますか、自称といいますか、やっぱりそれは進めるべきだろうと思っていますが、私はその辺が当然イコール観光につながるというようなことだけでなく、学術的な部分も含めた発信というところも重要だろうと。その辺は人的な関係も含めて壮瞥町のいわば一番セールスポイントと申しますか、言い方変ですが、壮瞥町の担うべき役割ではないのかと、将来に向けてもというふうに考えていますが、その辺をどのようにお考えかと。ジオパーク推進における壮瞥町の役割、ちょっと望洋としておりますけれども、その考えをお伺いしたいということでもあります。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

議長おっしゃられたとおり、昨年日本ジオパークの再認定審査が行われ、審査員の先生が2名来られて、1市3町回ったわけです。その中でいくと、1市3町のそれぞれのジオサイト等いろいろと見て回ったと。いろんな文化があると思うのです。例えば壮瞥でいけば火山防災とか、あと豊浦に行くと今アイヌ文化の部分もあるのではないかと。あと、伊達市さんに行くと縄文文化と。それをどういう形でストーリーづけるかという形で審査員の方が課題として挙げられて、その中では今後も連携していろんな面でやっていくという形でお答えして、認定が、日本ジオパークの再認定審査も通ったと。今年度7月に世界ジオパーク、ユネスコの関係ですね、それは外国の先生方がいらして、来ていて、その再認定審査のときもやはり1市3町のそれぞれの文化をどうストーリーづけるかとか、そういう形で日本ジオパークと同じような形でお話ししていたところでございます。その中で壮瞥町のセールスポイントというか、どういう役割なのかというお話でございますが、以前から子ども郷土史講座とか、そういう形で地域に根差した火山防災について壮瞥町は行っている。それは、大人だけではなくて、小さな子供のうちからそういう環境を育てていくと。昭和山、有珠山を控えて、噴火に備えて、子供のころからの教育を備えていくというのがうちのまずは一番のセールスポイント、小さい子供から火山防災に対して役割を発信してきたと。それがことし登山会でいつも昭和山というのは子ども郷土史講座等がやっているのですが、有珠山登山とか伊達市さんとか、ほかの1市3町の枠組みの中で先生方踏まえて登山をすると本当に楽しかったという形でも子供たちが驚き、伊達市さんの子供とか、そういう形の中でいろんな面で驚きとか、そういうものを感じていたというふうに聞いてございます。ですから、うちはあくまでも火山防災、それと地質学的な見地か

いろいろな面で、ユネスコなので、臨まれているわけでございますけれども、あくまでもやっぱり今までの継続してきた事業について、それをセールスポイントとしてやっていければおのずと道は開けてくるのかなというふうには考えてございます。ちょっと的を射ている答えにはなっているかどうかというのはあるのですけれども、うちとしてのセールスポイントはその辺かなというふうに考えてございます。

以上です。

○松本議長 そのとおりだろうと私も思っております、実は先に聞くことを忘れたのですけれども、前後してしまいましたけれども、自治体の役割も自分たちで考えて、その役割に特化といいますか、進化といいますか、進めるべきだろうと、それぞれがということ、それから連携を図るべきだということが同じなのですけれども、もう一つ、事務局が今洞爺湖町にあります。それで、うちの職員も出向継続していらっしゃるのです。どんな具体的な仕事進めているかというのは承知しておりませんが、出向することも当然必要なものでしょうし、連携も含めて重要なだろうと。また、一応会長として真屋町長さんがいろんな立場で代表で行かれています。これもそのお役目で、当然洞爺湖町が多分出張旅費出してやっていらっしゃるのだろうと思いますし、大変だなと思いますけれども、うちも職員を出していますが、具体的な、ここ数年同じ職員が行っているような気もしますが、特化、事務的なことがその職員でなければだめなものなのかどうか。それは専門職として扱っていて、非常に重宝がられていると、あるいは有能であるから、仕方ないといいますが、行っているのだろうというふうに理解しますけれども、それで行政としての継続性、例えば洞爺湖町さん、別に壮警町から行っているから、質問するわけではないですけれども、そういった専門職としてないしは独特な研究者との連携とかいろいろあるでしょうし、そういったことのノウハウなり経験なりを人事交流なり、人事の新陳代謝と言いません、交換とか事務局体制というのはどのように進めているのかなということも聞きたかったのです、先に。負担等があるのかなのか、うちのほう。そんなことも伺いたかったのです。済みません。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

議長おっしゃるとおり、うちのほうからジオパーク推進協議会のほうに職員を1名出してございます。役割はといいますと、その推進協議会の中での、基本的に世界ジオパークに認定されているものですから、審査員を出してくれと、うちは。全体のジオパークの中での再認定審査等あるのですけれども、その審査員として各ジオパークから出してほしいという形で言われているところもあって、実際うちの職員が世界ジオパークの再認定審査に出向いて、昨年でしたか、ちょっと記憶があれですけれども、世界ジオパークの審査にも審査員として出ていますし、あと日本ジオパークの審査員として登録されて、世界ジオパークのユネスコ等に登録されて、審査員として行っているという形で、その辺の役割はすごく非常に大きな役割を担っているというところもありますし、今回のことしの世界再認定審査の部分も英語等、ユネスコとのやりとりの関係もうちの職員が先頭となっている

いろとやって、対策とか事前レポートとかというのをやっていたというふうに私は承知してございます。ですから、なかなか事務局体制が、新陳代謝というのはあるのですけれども、逆に言うと日本ジオパークとかのほうからの先生方に言わせると事務局がどんどん、どんどん、行政なので、変わっていくと継続的なものがちょっときついのだよねと。事務局長が毎年毎年かわっていたらそのジオパークどうなのだというお話も聞いているというふうにおっしゃっていたのも推進協議会の事務局長のほうが言ってございました。ただ、うちのほうはとりあえず5年間事務局長はかわっていませんよとか、そういう形でお話もしていたところでございます。ですから、事務局に対して出しているうちの役割というのは非常に大きなウエートを占めているなというふうに思いますし、やはり中核的な、ましてや外国に対するネットワーク等を広げていきなさいという指示のもとでいくと、その中心となる役割を果たしているというふうに認識してございます。

以上です。

○森委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○森委員長 次、26 ページ、総務費、企画費、統計調査費、民生費、社会福祉費。

○長内委員 定住促進まちづくり推進事業の委託料にかかわって質問したいと思いますが、委託料にかかわっては情報発信も含めて取り組まれていると、29年にわたって。その中でB I事業と言われる部分の壮警町ブランド普及啓発デザイン等作成委託料、これは町民の方も参加して、ワークショップ等で議論をされて、そして取り組まれているということで、29年度、その活用も含めてご検討されているのかなと思っておりましたが、その辺の実績と今後それを壮警町ブランドとして確立していくためにどのように取り組もうとしているのか、その辺についてお伺いしておきたいと思います。

○総務課参事（庵） ご答弁申し上げます。

まず、委員のご意見があったとおりで、昨年B I、ブランドアイデンティティなるものを町民の皆さんにご参画いただいて、また専門の業者にも入っていただいて、「そうきたか！そうべつ」というものを作成をいたしました。それに関連して、昨年は映像の取りまとめであったり、画像の取りまとめであったり、ウェブサイトの拡充であったり、あとはさまざまな情報発信ツールの初年度ということでできるところから着手をしたというのが昨年の1年間でございました。今後ということでございますが、今年度も継続をして情報発信ツールの制作をいろいろしております。あと、関連事業ということでフォトコンテストのような事業をやってみたりということもありますが、一番のポイントはどちらかというとともすれば行政が主導で行政がつくって、行政が掲示をして、使用してというのが多いのかなというふうには、今まででいうと多かったのかなというふうに思うのですが、先般このブランドアイデンティティを広めるための住民組織というものを公簿をさせていただいて、今のところ15名ほどでございますが、実は役場の職員も一町民として数名入っておりますけれども、そうべつひろめ隊という名称をつけて、実行委員会を立ち上げた

ころでございます。それらの方とも今協議しながら、一応予算はある程度確保した中で、では今年度は何をつくって、どういう活動しようか、あるいは来年度以降はどのような活動しようかということをもさしく今議論をしている最中でございますし、できる限り来年度の予算までには内容を固めていきたいと思っておりますし、つくったツールを使って今年度から活動をしていきたいと。りんごまつりもでございますし、そういった事業もありますから、関連しながら進めていきたいというふうに思っております。

あともう一つは、昨年度からですか、試行的に民間の事業者といった方に、ではどうやって「そうきたか！そうべつ」を広めていただくかということを考えて、補助金のようなものを設けました。昨年は道の駅の指定管理者の方に、ちょうど包装紙といいたいでしょうか、ショッピングバッグを更新する時期だということがあって、ではそこにデザインとして入れてくださいということで、値上がりする経費に対して補助をしたということをやっております。今年度は事業者といいたいでしょうか、農業生産者団体のある方からお話があって、ではそれをベースにことしの7月から生産者団体であったりとか経済団体のほうで共通でつくるような同じく包装資材に対しても掲出をしていただければ値上がり費用を町のほうから補助しますよということも設けて、運用していますが、今のところまだ実績はございません。将来的にそれをどこまで広げていけるか。当然公金ですから、特に個々の企業とかとなってくると、ではどこまでがその商品の利益の範疇で、どこが公の部分かという、そういう線引きは必要にはなるのですが、それを検討した上でできる限り行政が広めるだけではなくて、住民の皆さんにも広めていただく、あるいは住民の皆さんの日常の活動の中で自然に広めていただく。少しでも町民の皆さん、あるいは町外の皆さんの目にとまるように、そして壮警の本当にまさしくブランドアイデンティティーになるように、それを軸にしたそういう住民活動が広がっていくように、そんなようなことを心がけながら今後も進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○長内委員 理解をさせていただいたのですが、私もワークショップに2度ほど出席をさせていただいて、非常に多くの方が参加をされていて、地域的にも、それから職種的にも年代的にも多くの町民の方が出席をして、そのテーマについて議論し合ったという、それがまとまったこういう形になって出てきているのだろうと思います。過去のワークショップ、壮警町もやっておりますけれども、その場限りで終わっていたところも、今までのですよ、あったのかな。それがこういう形で発展して、展開していくこと、非常に期待もしております。そうした中で若干感じることをお話ししていただくと同時にその辺の取り進めについて伺いたいと思っておりますけれども、「そうきたか！そうべつ」という形で、これは町のいろんな封筒ですとか町の町車にもステッカーを張ってあったり、そういう形で動き出しているというところなのですが、今お話あったとおり民間レベルの中でどのようにそれを活用していくのかという部分が1つは行政だけではなくて、壮警町全体でそれを発信して、「そうきたか！そうべつ」と。いわゆるそれが何を連想させるのだという

ことも含めて、壮瞥町に対する魅力や期待感やいろんなことにつながって行って、地域全体のブランド力というか、情報発信力が高まって、いろんな部分にプラスの影響を与えていくというのが多分目指す目標なのかなと思っておりませんが、この辺の周知が今十何名の方のそうべつひろめ隊という形でこれからまさにその議論なのかなと思っっているのですが、経済的な活用の方法、もしくはいろんな活動での発信力を高めるための手法、いろいろ考えられると思うのですが、まだスタート切ったばかりなので、あれなのですが、町民の周知という部分の中でいろんな工夫が必要なのかなという感じがするのと同時に今お話がありました補助みたいな形で、これは恐らく団体、グループでの取り組みに対して「そうきたか！そうべつ」のロゴをその中に組み入れると何らかの支援をして、負担を少なくしていくというような動きかと思うのですが、この辺の周知と、それから個人の取り組みをどのような形で広げていくのか。これ考えたときに、経済的に考えたときにそのロゴを入れて生かして行って、自分の例えば農産物でも何でも、それで付加価値が高まるという発想は、実際それほど起きないのではないだろうかという感じがするのです。それで、「そうきたか！そうべつ」のロゴを張ることによって例えば購買がふえるというようなことにはなかなかすぐはつながらないだろうと、長い目で見てはつながっても。そうしたときにやはりそれをできるだけ多くの人に発信をしていただいて、そしてそれが最終的には全体的に町全体のイメージをつくり上げていくようなことなのかなというような感じがいたします。それにはできるだけ少ない負担で参加をしてもらおうということがまず当面必要なのかなという感じがいたしますし、そのための手法として例えばパッケージやいろんな部分に印刷で張り込んでいくというのも一つの手法なのかなと思っておりますが、例えばステッカーを町が用意して、シールですね、それをパッケージ等にも張っていただくなり、そういう形で取り組みやすい形で一人でも多くの町民がいろんな中に「そうきたか！そうべつ」という部分を発信してもらえる工夫も必要なかなと思っております。それで、「そうきたか！そうべつ」というのが何を訴えているのだという部分をどう伝えていくのかというのは大きな課題なのかもしれないのですが、ある意味官民挙げて全町的にいろんな分野の部分でそれを取り上げて、全体的にそれがひいては壮瞥町のブランドとして確立していくというふうに期待をしたいなと思っておりますが、その辺についてのお考えを伺いたいと思っております。

○総務課参事（庵） ご答弁申し上げます。

ご意見の中にありましたように、確かに現状では残念ながら「そうきたか！そうべつ」をつければ売り上げが上がるかという、それはまずないだろうというふうに冷静に考えております。中には例えば熊本県のくまモンだとかチアだとか、そういったつけることで付加価値を高めているケースもありますから、目標はあくまでもそこではあります。当面はやっぱり町民の皆さんにこれがうちの町のBIなのだ、ブランドなのだというふうに思ってもらおうということがまずは目標なのかなというふうに思います。1回目の先ほどの答弁の中でもちょっとちらっと申し上げましたが、どこに線引きをして、どういう内容にするかは別にして、ご指摘にあったようにやはり使っていただく、できるだけ民間の

方という考え方は持っております、それを現状の普及度でいうと町からどんどん使ってくださいよ、お願いしますよというふうに言っていけないとなかなか根づかないだろうなというふうに思いますので、一定の線引きはちょっとせざるを得ないだろうと思っておりますが、そういうスタンスで今後も取り組んでまいります。

また、実はことしの秋に大手の飲料メーカーさんで昨年に続き壮瞥産のリンゴを使ったジュースを販売されるのですが、そちらのほうにもつけていただくことになっております。それも町からお金は払っていませんが、お願いをしてというような形ですので、当面はそれは今のよう形で町が、あるいは先ほどの実行委員会の方を介してお願いのレベルではありますが、少しでも町民の皆さんになじむようにというか、違和感なく「そうきたか！そうべつ」がうちの町のPRの材料なのだというふうに思ってもらえるように粘り強く、ちょっと時間はかかるかもしれませんが、取り組みは継続してまいりたいというふうに思います。

以上です。

○松本議長 1点お伺いします。

内容は定住促進にかかわってでありますけれども、持ち家住宅奨励及びその奨励交付金、要するに実績は拝見させていただきましたし、28年度の実績です。もう一つは空き家対策として改修費の支援を、補助をしているということも見ました。件数はそれだけですがけれども、着実に行われているということで、現状で29年度、どういう状況にあるのかということをお伺いしたいのと、この事業そのものの、非常に新たな試みでありますから、期待もいたしておりますので、その課題なりこの先の改善点なり方向性なりのお考えをお示しいただきたいという点であります。

○総務課参事（庵） ご答弁申し上げます。

まず、29年度の状況でございますが、持ち家の住宅取得については交付済みが3件、それから交付の内定はしているけれども、まだ最終的な実績が来ていないので、交付していないというのが1件、都合4件で、内訳としては新築1件の中古3件という状況でございます。それから、空き家改修整理補助金に関しましては、実績はまだございませんが、申請前の事前協議中というのが今2件という状況でございます。恐らくは協議が調えば最終的には交付になるのかなというふうに思います。

それぞれの課題であったり今後ということでございますが、まず持ち家に関しては逆に言うと今の小規模市町村でいうとかなり必須アイテムに近いというか、ほぼほとんどの町が制度として、額は多寡はともかく、用意しているという状況でございます、これについては当然利用促進を今後も図っていくということと将来的なことというよりはやはり当町にはちょっとまとまった宅地がないということが多分大きな課題なのだろうというふうに思います。当然すぐ解決できる話ではないのですが、将来的にそこがセットであって、さらにそこに持ち家が建っていくというのが一番理想なのかなというふうに思っています。それから、持ち家住宅の中の中古であったり、あるいは空き家改修の整理補助金も当然中

古住宅が対象になるのですが、中古住宅という観点でいうと見た目空き家だろうと思われるような住宅は町内には幾つかございますし、残念ながら今後は過疎化が仮に進んでいったとすると、当然そういった物件もふえていくだろうと。そうなったときには、この補助金のほうでいうとどちらかという活用するほうのサイドですが、それ以外に全国的に今問題になっているような防犯というか、防災、危険家屋というようなものがふえていくということもあります。したがって、その両方をにらみながら、いずれにしても出てくる空き家をいかに発掘をして、いかに流通に乗せる、家主の方に次の第三者に売る、貸すということを促すということが大きな課題になっておりまして、その制度の拡充でというよりはそのローラーというか、家主さんに当たる、当たっていく、アプローチをかけていく体制を整えて強化をしていくということがこの制度の運用でいうと一番大きな課題であり、取り組まなければならないところかなというふうに認識をしています。

以上です。

○森委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○森委員長 次に、27 ページ、民生費、社会福祉費、老人福祉費。

○佐藤委員 一番上にあります高齢者事業団についてお伺いしたいと思います。

高齢者の就労機会充実のための高齢者事業団の今後についてということで伺います。皆さんご承知のように、壮警町の高齢者事業団は平成 10 年の 4 月 1 日から発足して、17 年目を迎えます。健康で働く意欲を持っている高齢者が豊かな経験だとか能力を生かしながら地域社会への貢献と参加によって生きがいを見出すのだというような大きな狙いがあり、活動しております。今回決算審査特別委員会の書類審査でこの事業報告書を読ませていただきました。その中に次のようなことが書かれておりました。平成 29 年 2 月 23 日、臨時総会を開催。出席会員 32 名、32 名の内訳は会員本人が 24 名と委任状 8 名で、議案第 1 号の壮警町高齢者事業団の今後についてという議題がありました。そして、協議で投票の結果、活動を継続するというのが 3 票、解散するが 29 票によって平成 30 年 3 月 31 日をもって解散することが決定したと書かれておりました。そこで、このことについて高齢者事業団から壮警町に正式に解散する旨の話、または報告があったかということ、これが 1 点目。

2 点目、平成 10 年から活動して 17 年が経過しておりますけれども、高齢者の就労拡大や窓口として活動してきました。そこで、町はこの高齢者事業団についてどのように評価しているか、最初に伺いたいと思います。

○住民福祉課長 ご答弁申し上げます。

ただいまご質問のありました高齢者事業団の解散等の報告についてでございますが、こちらは先ほど佐藤委員のほうからお話があったとおり解散に関する臨時総会を開催をしたということと平成 30 年 3 月 31 日をもって解散をするということで、その旨を高齢者事業団の会長さんのほうから副町長のほうに口頭でも報告があったということでございます。

また、高齢者事業団のこれまでの役割と申しますか、事業団としての活動の評価についてでございますが、高齢者事業団の事業の目的といたしまして高齢化社会に対応して、健康で働く意欲のある高齢者が経験と能力を生かして地域社会へ貢献する、また社会参加による高齢者の生きがいの充実を図るということでございます。そういった取り組みがこれまで約 20 年にかかる期間で行われてきたものというふうな評価をしているところでございます。

○佐藤委員 わかりました。

そこで、この事業団の事業報告を見ますと 28 年度、壮警町から 21 件、延べ 1,083 人の仕事の依頼をしているという報告があり、そこで支払われた賃金と申しますか、それは 812 万 8,000 円と記載されておりました。また、法人等、この法人の一番大きいのは昭和新山の駐車場を管理している財団、そこだと思えますけれども、29 件で 1,740 人、個人から 83 件で 301 人の依頼がありましたよということが書かれておりました。27 年度の活動状況は 132 件で 3,034 人、また 28 年度は 133 件で延べ 3,124 人です。ふえているのです。90 人ほどふえていると思えますけれども、そのように就労の窓口として果たしてきた役割は私は大変大きいと思えます。そこで、この組織がなくなったときの高齢者の就労窓口をどのように考えているかについて伺いたいと思えます。

○住民福祉課長 ご答弁申し上げます。

高齢者事業団が解散した後、高齢者の就労機会の確保等と、そういった窓口といったことについてのご質問についてでございますが、高齢者事業団につきましては先ほど来佐藤委員からお話のあったとおり平成 10 年以降 20 年近くにかかる活動を行ってきたということでございます。会員による任意の団体という組織でございまして、町内から高齢者の働く機会、経験、知識等を生かした就労の機会、そういったもので高齢者の方がそれぞれ働くことができ、働いて一定の収入を得る機会が設けられてきたものかなというふうにございます。町といたしましては、高齢者のやはり生きがいと、また就労する機会、そういったものを福祉の観点から一定程度確保していく必要等々があるのかなというふうには感じているところでございますが、現在シルバー人材センター等々、法律の規定に基づきまして都道府県知事の指定による団体等といったような取り組みも全国的に行われているところでございますが、なかなかそういった都道府県知事の指定による組織、団体等による運営というのも壮警町も現状に即してはハードルが高いのかなというふうな認識もございます。いろんな事例を今調査しているところでございます。道東のほうの町では、社会福祉協議会のほうで窓口と申しますか、事業として高齢者就労センターといったような取り組みを行っているということも承知しているところでございまして、そういった取り組み等を参考にしながら壮警町にとって高齢者の就労機会の確保につながるような取り組みができないかといったことを現在検討しているところでございます。

○佐藤委員 今考慮しているということわかりました。私も実は約 10 年になりますけれども、月に 3 回から 4 回昭和新山でガイド活動に従事しております。そして、早く行った

ときこの財団で働いている人の休憩舎というのですか、そこでちょっと話し合いする機会があるのですけれども、そこで働いている人からやはり来年から高齢者事業団が解散したら俺たちはどのようにして働いたらいいのだろうということが何人かからか言われました。そういう声があるということです。やはり現在働いている人がこの事業団がなくなったらどうしたらいいのだろうという声が聞かれます。今答弁にもありましたけれども、事業団の解散は来年の3

月31日です。きょうから数えると約6カ月しかありません。そこで、今いろんな調査、高齢者就労センターだとかシルバー人材センターはちょっと敷居が高い、ハードルが高いのではないかというお話ありましたけれども、やはり壮警にとっては何らかの形で高齢者の就労機会の拡充のために窓口が私は必要でないかと考えている一人です。そこで、やはり今までの事業団運営や活動の反省を踏まえて、高齢者の就労拡大を目指した活動のあり方を再構築して、取り組むことが必要でないかという考えの立場の一人です。そこで、残された年度の6カ月間のうちに壮警にふさわしい就労窓口をぜひつくっていただきたいということを考えております。最後に、町長はこのことについてどのようにお考えなのかお聞きしたいと思います。

○町長 高齢者事業団が平成29年度で解散をするというふうに報告をいただいております。長年設立当時から、また会員の皆さんや役員の皆さんがいろんな面で苦勞され、ご尽力をされてきたわけでありまして。私も総会等に参加をさせていただいて、出席をさせていただいて、状況等はある程度掌握してきたというふうに思っておりますけれども、やはりそれぞれ皆さんが高齢といいましょうか、高齢者事業団でお年寄りが多い中でいろんな苦勞があつて、今日まで努力されてきたことに対しまして、私のほうからも本当に敬意と感謝を申し上げたいなというふうに思っております。ただ、やはり会員の皆さんの中にも今委員がお話のとおりまだまだ元気で働きたい、場所を求めている方もいらっしゃるわけでありまして、また長年培われた知識ですとかいろんな面をこのまちづくりにも何とか協力いただきたい、そういった面もありますので、本当に今後のこういった方々の働く場所を我々はつくっていかねばならないというふうに思っておりますので、いろんな角度から検討して、そういった場をつくっていきたいというふうに思っております。長年ご尽力をされた高齢者事業団の皆さん方に本当に心から感謝を申し上げたいというふうに思っております。

○森委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○森委員長 次に、28ページ、民生費、老人福祉費、心身障害者福祉費。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○森委員長 次に、民生費、心身障害者福祉費、児童福祉費、災害救助費、臨時福祉給付金給付費、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○森委員長 次に、30 ページ、民生費、臨時福祉給付金給付費、それから衛生費、ありませんか。

○松本議長 もうすぐ昼ですから、短目に質問しますけれども、保健センターの改修工事にかかわって、当時は質問出ておりましたけれども、調理室、調理実習室、拡充しまして、現状でどのような活用されているのかわからないしは使い勝手がいいとか悪いとか含めた評価はどうなっているのかという点が1つ。

もう一つは、保健センターの社協等が移転しましたので、あいたところに地域団体活動室、あるいは研修室という名目で整理をしましたけれども、地域団体、ロッカーとか整備いたしました。どんな団体が現在使用されているのか、その利用状況もお伺いします。

○住民福祉課長 ご答弁申し上げます。

1 点目、調理室の機能拡充と申しますか、改修後でございます。今現在食生活改善推進員さんの定期的な活動の場としての活用が主な利用状況、利用の主たるものかなというふうに思っております。使い勝手等については、現場のほうで利用されている方からいろいろご意見があるのかなというふうに思っていますが、ちょっと内容等、ご意見いただいたもの等については整理をして、今後対応を考えていきたいかなというふうに考えているところでございます。

地域活動団体室の利用団体につきましては、当初5団体を募集しました。5団体の募集に対して5団体の申請がありまして、当該5団体の決定を行っているところでございます。老人クラブと、あとジオパーク推進室、壮警町婦人団体連合会等の5団体による定期的な活動利用に供しているところでございます。

○森委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○森委員長 次に、31 ページ、衛生費、保健衛生費。

〔「なし」と言う人あり〕

○森委員長 次に、32 ページ、衛生費、保健衛生費、農林水産業費、農業費。ありませんか。

○長内委員 一般農政事業、堆肥センター運営事業に関連をして考え方を伺いたいと思っておりますが、先般の議会で資料の中で決算報告等が出資法人に対しての部分の中で示されたわけでありましてけれども、その中で考え方を伺いたいのは損益計算書、貸借対照表ともに、損益計算書の中でいうと町の委託収入が収入、売り上げとして当然計上されております。あと、経費の部分で見たときに今年度119万の営業損失が出ております。この辺についての考え方を伺いたいと思うのですが、その結果をどのように分析されておりますか。

○森委員長 ただいまより昼食休憩といたします。午後の開会は午後1時といたします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時00分

○森委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○副町長 リサイクルシステムの会社の経理、決算に関することですので、私のほうからご答弁させていただきますが、この会社はご承知のとおり堆肥の製造をするための会社として設立をされております。係る経費については、全額が町からの委託金で賄われている会社です。一般的な営利を目的とした営利追求型の企業とは趣が違いますので、一般的にはマイナスの決算というのは出ないのが普通だなというふうに多分感じられているかと思えます。ただ、決算をしていく上で資本金 350 万で運営しておりますが、会社の決算を進めていく上においては、どうしても決算時期が3月で締めて、5月の決算に向けて調整をしていくわけですが、その中で未払い金ですとかいろいろ経理上の日にちのずれといいますか、そういったものがあって、調整をさせていただく中で、税理士さんをお願いして、最終的な決算という形にさせていただいていますが、その過程の中でやっぱり若干見落としの部分とかもあって、今回マイナスで120万くらいになっていますけれども、未払い金の関係で若干私のほうで計算上漏れていて、決算をしてしまった結果、若干ふえてしまったということであります。通常であれば、資本金 350 万をできれば維持をしていきたいというふうな思いはずっとありますし、あとは税制上の青色申告の会社ですから、損益通算をしながら税金対策も含めて今後運営をできればいいかなというふうに思っていますので、そういった考えで会社としては経理上対応しているというところであります。今後このマイナスの部分については、損益計算をしながら資本金の 350 万のほうに向けて整理をしていきたいなということ考えています。

○長内委員 要するに町の委託収入を算出する上での収支の予算といいますか、収支の立て方とこういう会社の経理としたときに、税法上も含めてそういうずれですとかいろんな部分も含んでのことだという答弁をいただいたところなのですが、ある意味収支予算書の部分の収入と支出の組み方とこの決算の損益計算書とは違うというのが見てわかることなのですが、ちょっと仕組みは違いますが、オロフレリゾート等においては指定管理料と、それから例えばリフト売り上げの雑収入とかいろんなものが収入で、あと経費が出てくると。この場合は委託料そのものしか収入がないという形で、支出は一般的な企業の支出がされるということなのですが、その違いもあるのかなと思っているのですが、ただ一般の会社の経理だと収入があって、支出があるということなので、収入というのは当然そのときのいろんな状況によって前後もします。支出もそうだと思うのですが、時には収入がふえることによって必然的に経費として膨らむ部分のものもあると。そういう中でバランスがとれて、最終的にプラス、利益が生まれればいいということだと思うのですが、例えばこの会社の場合、町に入る要するに堆肥販売の収入というのが300万台から600万台ぐらいに収入が伸びていますよね。収入が伸びている。本来であれば収入が伸びると当然利益が生まれるというか、それがストレートにここにあらわれてこない。収入がふえるためにはもしかしたら必要な経費も場合によっては、人件費だとか、それに伴って、例えば収

入をふやすための固定的な経費だとかというのがふえることがあるのでしょうか、それがなかなかこういう委託収入だけの場合は収支としてわかりづらいといえますか、ストレートに出てこないような部分を感じるのです。今後堆肥の売り上げがふえるという見通しを持っていると見たときに収支のバランスをどうとるのかなと。委託収入を上げたり下げたりという、なかなかそうも簡単にいかないのでしょうかから、そう考えると要するに収入をふやす、もしくはできるだけ経費は抑えて利益を上げていくというような形の部分を今後考えていったときに、会社の運営としてしていく上でそれをどう反映していくのかというのは今後出てくる課題なのかなというような感じがするのです。その辺の認識をお伺いしておきたいと思います。

○副町長 最初の答弁でちょっと漏れていましたが、町からの委託金、予算上は2,500万ぐらいございました。決算では2,300万ぐらいということで、当初12カ月分で割って、毎月町から委託金をいただいています。会社の決算上は3月末の時点では2,500万ぐらいの委託金をいただいているのです。決算に伴って余りましたからということで町にお返しをするというスタイルをここずっと何年も続けてきていますから、会社としてはちょっと特殊な会社だということをご理解いただきたいと思います。経費の節減に向けて会社としてもずっと取り組んではきていましたが、おおよそ製造方法の見直しが一定程度終わって、定着してきた中で、かかる経費というのが大体おおむねこれぐらいだというのが押さえていますので、あとは突発的な修繕等が出た場合に若干どうなるかというのはまたそれは別問題としておいて、経費がおおむねわかっていますので、それに見合う分で何とかあとは生産をふやしていったときに若干これぐらいの経費はかかるかなという押さえの中で会社のほうとしては運営をしていきたいという考え方でおります。一方、町として堆肥の売り上げに係る部分については全額が町に歳入されますので、堆肥生産にかかわってのトータルでのバランスを見ようとしたときには一般的には非常に見づらいという形だというふうには思っています。それを堆肥センターを今後どうしていくのだという議論も出てくるかもしれませんが、その中でどういうふうにバランスシートのものをつくっていけるかというのを、これはこれからの課題として捉えていただいて、方法といいますか、そういったものちょっと研究はしていく必要があるかなという認識ではあります。ただ、それが今すぐできるかというのはもうちょっと時間いただければ可能性はあるかなというふうには思っていますので、そこはちょっと時間をいただきたいなと思います。

○松本議長 私も1点だけ堆肥センターにかかわって質問いたしますが、中身は事業報告書、決算見せていただきましたので、了解のつもりでありますけれども、小さいことですが、記載の仕方で、実績は目標があって、目標のトン数があって、販売の目標、立米になって、達成率が69%で、2,500立米の1,727立米と、69%、わかるのですけれども、一応29年度の計画がのっていました。計画に移ったら今度は生産目標はトン数なのですから、販売目標も1,000トンとトン表示になっていて、これはやっぱり立米でしょうと。立米で売っているのですから。それ単純かもしれないけれども、当たり前のことなの

だけれども、見やすすくないし、実際自分も農家で堆肥買うときにトンと立米でちょっと計算し直して、幾らだっけみたいなことはやらかしているものですから、やっぱり見やすいものをつくる。もう一つは、行政もその辺の興味、関心もそういうところにあられるのではないのかと、人ごとのようではなくて。やっぱり見やすいもの、自分たちも管理しやすいものにすべきではないかと。何が言いたいかという、決算見るときに見づらいですよ、これはやっぱり立米に直すべきですよというのが1つでした。

次に、じんかい処理、それと西いぶり広域連合に関してなのですが、処理費、回収委託費はじんかい処理も資源ごみも当初の予算どおりの支出程度になっていますけれども、西いぶりの連合負担金、これ予算額当初7,000万程度が6,000万ぐらいにも減って、それは悪いことではないのでしょうかけれども、29年度予算も5,000万ぐらいダウンしています。たしか予算のときにその大きな理由として施設建設の起債償還が終わったので、下がってきているというふうなこともありましたが、もう一方で回収するごみの量も変動によって委託費も変わってくるのかなと思いますけれども、そういったことで、その角度で聞きますが、じんかい処理と資源ごみの町内の量はどうか推移しているのかということです、回収。それと、西いぶり広域連合の処理するトン数がどのように推移しているのかということ、もう一つはたしかぼちぼち建てかえの時期にあるというふうなことも耳にしておりますけれども、現状で処理の方法もあるのでしょうかけれども、現在の機能方式でしたっけ、それが多分採用されないのだと思いますけれども、そういった検討がどこまで進んでいるのかということをお伺いします。

○森委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時12分

再開 午後 1時15分

○森委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○副町長 最初の1点目のリサイクルシステムの29年度の計画ですね、これは大変申しわけございません。これは、単純に立米に変えたものを本来つけるべきでしたので、これはまた後ほど資料としてどこかの時点で配付させていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○経済環境課長 じんかい処理の関係でご答弁申し上げます。

広域連合への負担金の関係だったのですけれども、ごみの収集量につきまして家庭系のごみと事業系のごみがありまして、家庭系のごみはどちらかという横ばいからちょっと減少傾向ということでありまして、事業系につきましては、増加傾向ということがあります。先ほど起債償還の関係の話があったのですけれども、実は27年度と28年度比べると起債の関係は変わっていませんで、負担金でいうと27年度が全体で5,881万1,000円ということで、28年度につきましては6,600万円ということでふえているのですけれども、ごみ量全体としましても家庭系は減っているけれども、事業系がふえているということもあり

まして、増加傾向なのかなということでございます。

それとあと、建てかえの時期ですとか方式の関係なのですけれども、今広域連合の建てかえの時期とかまだ明確には決まっていないので、あと方式もいろんな何方式かあるということなのですけれども、それも今検討中で、まだ決まっていないということでございます。

以上です。

○松本議長 前半わかりましたけれども、では全く今のところ白紙みたいなものなのですか、それとも候補が挙がっていて、調査研究の段階にあるとか、広域連合議会では例えば協議事項で挙がっているとか、そういうことでもないのですか。

○経済環境課長 大変失礼いたしました。協議は進んでおりまして、燃焼方式ですとかも何種類か提案されていまして、こういう方式だとこういうメリットがあって、こういうデメリットがあるとかというのがありまして、そういう点数づけというわけではないのですけれども、評価というのでしょうか、この方式だったらこういう評価というふうなところまでは検討がされておりまして、最終、ではこの方式にするというところまではまだ決まっていないというところで、検討段階ということでございます。

○森委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○森委員長 次に、33 ページ、農林水産業費、農業費。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○森委員長 次に、34 ページ、農林水産業費、農業費、林業費、水産業費、商工費の商工費。

○長内委員 農業費の林業振興費です。有害鳥獣関係についてお伺いしたいと思います。

この対策については、関係機関含めていろんな部分の中で有害鳥獣の被害を減少することに向かって取り組まれていることについては感謝と敬意を表したいと思っているのですが、特に電牧等を中心として補助をして、農家の圃場を電牧で守るという部分の中で随分町内電牧を回している圃場が非常に多くなってきたなと感じております。私も農業者ですので、そういうのはじかに感じているわけなのですが、ある面でそういう形の中で自分のそれぞれの農地、作物を守っていくと。これは自己防衛で、当然なのですが、ただそれがやはり非常に多くなってきているというか、逆に言えばカバーし切れないという現状にもなってきているところがあって、要するにカバーしていないところに当然またこれは行くわけです。それは、仕方ないといえば仕方ない。自分の身は自分で守るので、これはそれを批判しているわけでは当然ないのですが、どんどん、どんどんいわゆる囲う範囲が広がってきているという。それに対する補助もいただいているにしても、それに対するいろんな設置、撤去も含めて相当そういう面では苦労しているのが実態なのかなと。基本的には頭数を減らしていったって、被害を食い止めていくしか抜本的な解決はないのでしょうか、

この辺についてそういう部分をどのように評価して、今後どのようにその対策を強化していくお考えなのか伺っておきたいと思います。

○森委員長 暫時休憩します。

休憩 午後 1時21分

再開 午後 1時22分

○森委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○経済環境課長 ご答弁申し上げます。

有害鳥獣の関係で被害が多いということでした、確かにエゾシカ、アライグマ、カラス、いろいろ被害がありまして、エゾシカなんかは毎年百……平成28年度では185頭の捕獲、平成27年度は193頭の捕獲と。また、アライグマにつきましても平成27年度は86頭、平成28年度は80頭ということで捕獲をしております。また、今委員のほうから話ありました電気柵のほうも実施をしております、今全体で本当に何十キロも、25キロ、30キロ以上も張りめぐらされているということでございます。ただ、委員おっしゃるとおり個人でやるには限界もあるということを理解しまして、今後は例えば個人ではもう限界があるので、地域としてそういう取り組みですとか、あとは今ちょっとエゾシカやアライグマの捕獲の話もしたのですけれども、猟友会、今高齢化となっておりますけれども、何とか若い人に入ってもらって、猟友会の人たちを一名でも多くして、そういったような有害鳥獣の駆除ということにもつなげていければいいかなというふうに考えてございます。

以上です。

○長内委員 被害が拡大しているというのか、広域に及んできているというのですか、そういう被害が。抜本的な解決は今答弁あったとおりに簡単にはないのは私も理解もしますし、猟友会初めいろんな形の中で精力的に駆除に向けて取り組んでいるというのは本当に感謝したいなと思っているのですが、頭数自体、今捕獲というか、頭数も発表されたわけですが、全体の密度というのでしょうか、鹿の密度という、その辺は調査研究というのですか、これは学術的な部分もあるのでしょうかけれども、広域的な取り組みも含めて全体的な生育の密度という部分がどのようになってきているのか、もしご承知でしたらお聞かせいただきたいと思います。

○経済環境課長 ご答弁申し上げます。

今エゾシカの捕獲頭数、平成28年度は185頭、平成27年度は193頭ということ申し上げたのですけれども、ずっと例年壮瞥町では大体170から200頭ぐらいのところを過去5年ぐらい推移しているということでございます。また、アライグマにつきましても例年大体80頭ぐらいで推移しているということでございます。その密度とかというのははっきりはわからないのですけれども、かつてエゾシカとかはこの辺というよりも道東というのでしょうか、そちらのほうに多く生息をしていたと。それが気象の関係とかもありまして、だんだん南下というのでしょうか、こちらのほうに来ているというようなものが北海道か

ら出されているエゾシカ対策……ちょっと正式名称は覚えていないですけども、そういう計画の中にありまして、そんな中で昔はこの辺は余りエゾシカはいなかったのだけれども、最近は多いということなのかなというふうに思います。また、アライグマにつきましてもアライグマは、壮瞥町はアライグマ駆除というふうにやっているのですけれども、隣の町とかではアライグマ駆除もやっていないところもあったりしまして、またアライグマ、すごく繁殖力も強いというようなことも聞きますので、なかなか減らしていくというのは難しいような状況なのかなというふうに感じております。ちょっとその具体的な密度がどうかということとはわからないのですけれども、今後も同じような形で捕獲頭数というのでしょうか、とってもとって減らないというような状況が続くのかなというふうに感じております。

以上でございます。

○松本議長 私は商工費、商工振興一般で質問をいたしますが、農商工連携にかかわる中身でありまして、具体的には試みを進めているテークアウトコーナーを想定したマルシェなど開催しておりますけれども、その現状と課題等について。

もう一つは、そもそも農商工連携を推進しましょうと町が音頭を取って推進委員会をつくって、平成26でしたか、27でしたか、その際に先の姿と申しますか、進め方についても議会のほうでも資料いただいております。その協議の中で出てきた中身が今いわば具現化して、当時指摘された道の駅、情報館の機能強化、情報発信機能を高めていきましょと、そんなことでリニューアルになったと思って理解していますし、また特産品を開発しましょう。これは、いわばもっとさかのぼれば町長が就任の際に特産品開発を掲げていますから、その具現化にもつながっていると思いますけれども、推進委員会の中で地元のものを使って特産品を、オリジナル品をつくって、それを提供する。その延長線上に特産品の開発、最初はダークホースカボチャなどもペースト状にしたり、いろんな試みしておりますけれども、結果どうのこうのというよりはその過程についていわば進めてきているというふうに、順調かどうか別としてもちゃんと進めてきていると理解しています。その中で特産品開発にかかわる現状と課題になるのですけれども、テークアウトコーナーということがどうも先走りしがちですけども、出せばいいというものでもないでしょうし、売れるものでなければだめだし、つくることに今現在あるのかもしれないけれども、試作としてやっていることの現状と課題と。戻ってしまうのですけれども、それをお伺いしたい。

それから、委員長、お許しをいただいて、次のページになってしまいますが、工事請負で、情報館のリニューアルやりました。それについても利用者の声ですとか、どんな状況なのかというふうなこともあわせてお伺いしたいと思うのですけれども。

○商工観光課長 それでは、ご答弁申し上げます。

まず、1点目の農商工連携の取り組みの中から生まれたテークアウトコーナーという、こちらについての取り組みの現状と課題ということでございますが、まずこのテークアウ

トコーナーの試験イベントにつきましては平成 27 年度の秋から開始いたしまして、昨年、28 年度は初夏に 1 回、それから真夏に 1 回という形で、これまでに計 3 回の試験イベントを開催してまいりました。おかげさまで休日を使った試験イベントの実績といたしましては 1 日当たりの売上げがほぼ平均で大体 30 万円を超えてきているということで、非常にまたお客様の反応もいいということがありまして、その結果を見まして、今年度、29 年度につきましては今後常設店の設置に向けての検討ということで、去る 6 月の 18 日から 7 月の 17 日まで 1 カ月間プレハブを設置して、1 カ月の試験販売というものを行ったという流れになっております。この結果、今正式にはまとめているところでございまして、また今後の展開をどうするか委員会の中で検討しているところでございますが、常設店的に開催するという事となると、やはり継続して販売するという事で消費者のなれといえますか、一部にはあきといえますか、だんだんと売上げが下がってくると。さらには、休日の販売に対して平日の販売が伸び悩むというような結果がありまして、おおよそ目標としておりました金額に対しまして約半分、50%程度の売上げの成果ということで、これからの展開をこれをどのように持っていくかということは今委員会内で検討しているところであります。いずれにしましても、早い段階で時期の展開、それから店舗を設置する等についても具体的な考え方をまとめて、さらに行動に移していきたいというふうに考えております。

続きまして、2 番目のご質問でございます。情報館のリニューアルについてということでございます。こちらのほうは、これに取り組んだ経緯を申し上げますと、情報館が新しくなりまして約 9 年ほど経過していると。その中でいろいろな情報の整理の仕方とかがなかなか交通整理ができないで、乱雑になってきたということがございまして、まずその情報をきちんと整理して、それからリアルタイムに更新できるものにしようということで着手したものでございます。まず、1 つ大きなものといましては観光情報の掲載の仕方を、特に観光情報コーナーの中央部にボードを設置しまして、そこでいろいろな観光情報をマグネット式でリアルタイムにどんどん更新できると。様式についても定型のものをつくりまして、同じような情報の見せ方をしているということで、こちらについてもお客様の反応も非常に好評だということで評価をいただいていると聞いております。さらに、特産品コーナーの展示、ショーケースの設置ということも、大きなショーケースを設置して展開しておりますが、このほうは今現在まだちょっとあきの部分がありますので、いろいろな各団体にお声がけしながら情報といえますか、展示物をふやしていきたいと考えております。それからあと、授乳室、こちらのほうも以前なかったときに比べて、やはり設置されたということで数々の利用実績があるというふうに聞いております。それから、雪合戦の VR コーナーについても絶対数は多くないですが、目新しさということもありまして、ちょくちょくお客さんが利用しているというようなお声も聞いております。いずれにしましても、今スタートしたばかりですので、今後またいろいろな状況評価を見ながら検討、工夫を加えていきたいと思っております。

以上です。

○松本議長 情報館のリニューアルに伴う利用者の反応ということは了解いたしました。

それと、テークアウトにこだわってはいないのですけれども、特産品開発、支出科目ちよっとあれですが、特産品開発としても200万の事業予算組んで、アイスクリームですとかケチャップ、甘酒……甘酒はもう商品化されていましたが、店頭に出ていますけれども、そんなものもつくっていますけれども、要するに町内の食材を使って商品化して、それを特産品と位置づけ、PRし、売っていくと。それが最終的に生産者の収益につながれば理想だと、その場所を町が提供している、道の駅に提供しているということだと思いますし、それを希望します。最近テレビで立香の清水さんが話題になっていますけれども、ああいった一度出てしまうとスポットだけでも、すごく人気で、多分道の駅でも情報欲しいという方がいらっしやったと思います。私のところも個人的に電話も来たりしていますけれども、清水さんもあるけれども、あちこちでミニトマトつくっているし、いっぱいあるよという紹介しましたけれども、きっかけどうなるかわかりませんが、そういった試みを支援していくということが大切なのだろうと思いますし、甘酒も、それからあれおもしろいです。ミニトマトを使ったケチャップでしたっけ、ミートソースでしたっけ、2万ぐらいで、だけれども自分たちで試作、試食会なんかしていると。そういうものももしかしたら化ける、商品化されるという可能性というのはあると思うのです。その種を町としてまいたのが26年、27年から、結果まだ予想できませんけれども、ですからそういったものを今回テークアウトの試作としてのマルシェに、当然資本も出して、労力も使ってやってくれている方もいらっしやるけれども、それがいわば頑張ったのだけれども、徒労に終わらないように多少アレンジしてでも商品につながるような、そういった協議会持っていますけれども、ぜひ支援をしていただきたいと思っていますし、推進協議会が立ち上がったときにプレーヤーという言葉使って説明されておりましたけれども、要するに事業主体が行政に対しておんぶにだっこではなくて、自分たちが責任を持って自分たちが進めると、その支援を行うと。自分たちで改善点を、自主的に改善して、ステップアップして、物につながる。そういうことをやっていらっしやるので、ぜひその支援を行っていただきたいということで、継続して質問しますけれども、どうなのでしょう。多少……ごめんなさい。ちょっと余談ですけれども、あそこに常設されているアイスクリーム、シーズン中どのぐらい売り上げあるか課長おわかりかもしれませんけれども、25万から30万あるそうです。既存で、どこでも買えるものでもそれだけ売れると。だから、逆に特産品で余りPRしていないものはそう売れない可能性が極めて強いといえますか、あるのだけれども、もし火がつけば化ける可能性もあると思うのですよねと。どこでも買っても同じアイスクリームよりはここでしかない甘酒や例えばミニトマトのケチャップなどが売っていけば当然魅力につながって、それこそここでしかないものになるだろう。その発信が必要だと思うのですけれども、そういう意味で研究と協議と、それから試作的な努力も必要なのですから、プレーヤーたちの今の評価というのかな、思いというのかな、挫折し

そうだとかまだまだ頑張ろうとか、その辺の意向がわかればおっしゃってください。

○商工観光課長　ご答弁申し上げます。

議長のおっしゃったプレーヤーという言葉で、特に民間の皆さんが積極的にこの特産品開発、それからテークアウトコーナー、ある意味身銭を切ったり、自分の労力を多く使いながらやっつけているということについては、町といたしましても非常に敬意を表したいと思っております。そこで、特産品開発については、今ご発言ありましたとおり特にメディア等の露出によって非常に今人気が出ている商品も出てきているということで、こういったものをほかの方々もごらんになって、さらに火がついてくれればいいなというふうに思っておりますし、地道ないろいろな生産者さん等に対するお声がけ、事業の活用について喚起しているということも努力を続けております。その中で非常にこういった特産品開発が経営の一つの一助になっているというようなお言葉もいただいておりますので、こちらのほうも継続して続けていきたいと思っております。

さらに、テークアウトコーナーのほうも先ほど言いましたちょっと常設店舗的な試験については難しい部分も出てきておりますが、参加している方々の意欲というものは、その火というのはまだ消えておりませんで、やはり身の丈に合った形の店舗展開でありますとか、さらにことし視察等に行ってきました地域商社への取り組み、そういった壮瞥町の特産物を地域外にも販売、PRしていくような取り組みというものについても検討を始めております。こういったところを町としてもその思いを具現化するようにいろいろ支援、それから協力体制をとってまいりたいと思っております。

以上です。

○毛利委員　今の情報館のほうに関してお聞きしたいのですが、きのうたまたまちょうどサムズのほうに行きまして、見ていたところ、1台のオートバイが入ってきまして、ぐるぐる回っているのです。もしかしてどこかとめる場所探しているのかなと思ったら、案の定とめる場所がないものですから、表示されていないものですから、消防のほうの端のほうに来て、結局はとめたのです。前にもちょっとお話ししたのかなと思うのですが、あと自転車、駐輪場もないですね。今の時点で確保する……特別つくらなくてもライン引きをしたり、何かアスファルトのところに表示をしたりするだけでも対応ができると思うのですが、そのお考えはあるでしょうか。

それとあと、EVでしたっけ、電気自動車、あれを使っている方がいまして、ちょっとお話しするとやっぱり横向いているのはここしか見たことないと。その対応もいかがお考えなのか、またお聞きしたいと思います。

○商工観光課長　ご答弁申し上げます。

まず、1点目の2輪オートバイと、それから自転車等の駐輪場といいますか、そういったものの確保という部分でございますが、こちら委員の皆様にもご認識はあろうかと思っておりますが、道の駅全体の駐車場の特に繁忙期の狭さというのが、来場者があぶれてしまうという状況がここ数年やはり常態化しているということありますので、担当課といたしまし

ては何とかこれを拡張できないかということでいろいろな検討、それから財源の確保等につきましても今検討しておりますので、その中でこのオートバイ、それから自転車のとめる場所についてもやはり課題として認識しておりますので、それらを今後総合的に考えていきたいと思っております。

それから、EVの機械のことをございますが、これもたしか昨年の委員の皆様の視察のときにですか、ご指摘いただいたかと思えます。その後業者等に見積もりを依頼しまして、検討をいたしました。やはり高額な金額がかかるということで、より強い利用者様の要望等があれば考えようということではありましたが、今のところ費用対効果のことを考えると着手にはちょっと慎重にならざるを得ないと考えております。

以上です。

○森委員長 34 ページ、ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○森委員長 次に、35 ページ。

○佐藤委員 壮警町の観光振興、特に昭和新山地区の振興について質問いたします。

昨年の決算特別委員会で答弁いただいた事項がどの程度進んでいるかという確認も含めて以下、申し述べたいと思えます。27 年度で昭和新山地区の土地貸借関係と観光振興について調査計画書を業者に発注し、それを踏まえて観光振興をどのように図るかについて質問いたしました。そのときの答弁では、道内、全国の先進地などの例も調査いたしまして、こちらのほうも参考にしながら今後の対応策、あるいは活性化策を検討していかなければならないというふうに考えております。具体的なその方法でございますが、現在昭和新山地区の皆さんが、特に自治会が母体となりまして、昭和新山活性化に向けた検討委員会を発足させております。もう既に数回の会議を行っておりますが、今月末にはワークショップを開催いたしまして、その問題点、課題点を整理しようという段階に来ております。こういった状況を町としてもバックアップしながら、その解決策、あるいは活性化方向に向けて一緒になって検討していきたいと考えております。ただ、この検討につきましては、まだ始まったばかりでございまして、いずれ方向性が出てまいりまして、お話しできる段階になりましたらまたご報告いたしたいと思っておりますとの答弁をいただきました。この答弁をいただいてから約1年が経過しますが、この間にどの程度まで進んでいるのか、このことについて最初に伺いたいと思えます。

○商工観光課長 ご答弁申し上げます。

昭和新山地区の活性化に向けた検討、協議でございまして、経過については今委員のおっしゃられたとおりでございまして、その後昨年のたしか6月ぐらいだったかと思えます。ワークショップを開きまして、昭和新山地区の皆さんといろいろな地区の課題、状況等について整理をしたというところでございまして、その中でこの古くからの問題であります中心の商店街の土地の問題、それから建物の権利の問題、ここの解決なくしては今後の昭和新山地区の新たな展開は何も見えないだろうというような、秋ごろに何回か重ねた検討の

結果ではそういう方向になりまして、その後やはり地権者の方にいろいろお話を申し入れまして、今後の整理についていろいろお話しさせていただいたという次第であります。その後地権者のほうでもいろいろ弁護士と相談して、この解決に向けて動きますというようなお話もいただきまして、その後その経過を注視、見守っていたという状況でございます。それで、ことしの、今年度に入りまして、その状況を地権者さんに確認しましたところ、やはりなかなか遅々として解決に進まないという状況が見えてきたということでございまして、いま一度活性化委員会のトップの方たちと今相談しておりまして、来月にはその中核メンバーの皆さんで協議をいたしまして、今後の展開をどのように進めていくかということを中心協議しようということになっておりまして、そこまでが現在の展開でございます。

○佐藤委員 昨年から1年間の経過は今わかりましたけれども、それではお聞きしますけれども、昭和新山地区活性化に向けた検討委員会、これは名前は必要ありません。構成されている人数だとか、会長といいますか、委員長ぐらい名前をお聞きしたほうがいいのではないかと思いますけれども、どのような構成になっているのか。そして、この中に地権者が入っているのかどうかですね、いろんな課題が、地権者の問題が大きくクローズアップされているようですけれども、この検討委員会の中に地権者が入っているのかも確認したいと思います。それで、壮警町の観光地としての昭和新山地区には大勢の観光客が来遊しているのは皆さんご承知のとおりですけれども、観光地としての体裁といいますか、それはどうなのかなというのをいつも私はあそこの土地を訪れて、疑問に思っております。シャッターのおりている店も多く、聞くところによるとさらに今年度で店を閉店、店を閉めたいという方もいらっしゃるということささやいているのは聞こえてまいります。来遊する観光客の皆さんに満足される観光地のあり方がやはり大きな課題でないだろうか。例えばツアー客は、一つの例を申し上げますと登別温泉を出発して、9時20分におよそ着くようです。そして、9時半のロープウエーに乗って、10時半でおりてくる。そして、その観光客は10時40分に出発して、函館に向かっているのが大半なのです。朝の観光客です。そのようなツアー客を相手にしてはなかなか振興が図られないと思いますので、やはり家族連れだとか、そういう車で、自家用車で来る人々をいかにこの昭和新山地区に時間的に少しでも多くとどめるかということも必要でないかな、そのようにいつも考えております。ですから、来遊する観光客の皆さんに満足されるような観光地づくり、これが必要でないかな、そんなこと考えておりますけれども、今申し上げた1点目の活性化委員会の構成だとか地権者が入っているかどうかということと、もう一つは来遊する観光客の皆さんに満足される観光地づくりが私は必要だと思うのですけれども、このことについてどのようにお考えになるか伺いたいと思います。

○商工観光課長 ご答弁申し上げます。

まず、1点目のご質問につきまして、活性化委員会のメンバーでございますが、こちらは昭和新山の自治会が母体になっておりますので、自治会の会員さん全てが加入している

ということでございます。ちょっと済みません。今正確な件数が頭に入っていないのですが、10件か十二、三件だったかと思えます。それで、委員長についてはその自治会長である阿野裕司氏が任務についているということでございます。それから、先ほどご質問ありました地権者についても当然この委員会のメンバーに入っております。さらに、その中で中核的なメンバーということで、集中検討するメンバーということで、委員長初め4名の方に入っていておまして、その中にも地権者が入っているということでございます。

それで、2点目のご質問と申しますか、ご提案につきましては、商工観光課としても重々認識しておまして、今後やはり昭和新山地区が壮警町の観光地の顔として再生させていただきたいという思いは常に持って、仕事に取り組んでいるわけでございますが、やはり先ほど言いました中心商店街の今後のあり方、それから整理の仕方というのが、何をにおいてもここがこの問題の一丁目一番地であるという認識を商工観光課としても、それからこの委員会の中核メンバーの皆さんとしてもそこが第一だろうということで認識しておりますので、まずここに着手していきたいということで、今後の取り組みを進めていきたいと思えます。

以上です。

○佐藤委員 3回目ですので、これで終わりにしますけれども、昭和新山活性化検討委員会ですか、去年申し上げてから1年たって、まだ余り期待されるようなことができていないように私は今認識したのですけれども、この目標を達成するまでにどのくらいの時間が今後必要なのか、そのことについてもお答え願いたいと思えますし、昭和新山地区だけでなく、町全体の観光振興策というものをやはり町としてつくるべきでないか。その中に当然昭和新山地区というのが入ってきますけれども、まず壮警町の基本的な観光施策、目標を定めて、その中に、例えば一つの例としては昭和新山地区だとか蟠溪地区、本当にあそこも温泉宿があったのが、書類審査で見ますと昔からあった旅館が宿泊客を受け入れていないというようなこと見て、私は初めてそこで認識したのですけれども、そのようにだんだん、だんだん寂れていく地区の観光振興などもきちっとした計画を持って、その計画をもって私は地区の皆さんと話し合うべきでないか。ですから、そこで行政と民間の方々と協力して、地域の観光振興を図るべきでないかなと思うのですけれども、何か町全体としての観光振興策が欠けているのでないかなと、そんな気がしてなりません。

ところで、ことしは1977年の有珠山噴火から40周年の年に当たりますし、2000年の噴火から既に17年目を迎える年です。来たるべき有珠山噴火に対して観光地としてのあり方についても考えることが必要でないかな。例えば噴火時の避難場所としてのシェルターの設置だとか避難誘導のための防災無線放送の放送内容の多国言語化と申しますか、何重ということではなくて、例えば日本語で放送した後に英語だとか、東南アジアから多く来ているのであれば中国と韓国、そんな多くは必要ないと思えますけれども、そういういざ噴火災害が起きたときの広報と申しますか、知らせるときに避難誘導のための考え方、取り

組みも今後取り組んでいかなければならないと私は考えているのです。そういう面で、今申し上げましたけれども、このことについて担当課としてはどのように考えるか、また町長にこれからの壮瞥町の観光振興について基本的な考えがもしあれば示していただきたいと思えます。

以上で質問終わります。

○森委員長 これより休憩に入ります。再開は14時10分といたします。

休憩 午後 1時59分

再開 午後 2時10分

○森委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○商工観光課長 それでは、ご答弁申し上げます。

まず、1点目の昭和新山の活性化協議、この解決についてどれぐらいの時間がかかるかというご質問でございますが、これはやはり地権者がいらっしゃって、その個人的な財産にかかわる問題ということで、早く解決したいというのは町といたしましても昭和新山地区の皆さんといたしましても同じ気持ちかと思うのですが、なかなか一足飛びにいかない実情があるということをご理解いただきまして、ちょっと明確に今この時点でどれぐらいの時間かかるかということは申し上げられないという状況でございます。

それから、2番目の町全体の観光振興策についてのご発言ですが、これにつきましても町内のそれぞれの観光地にいろいろな特性がありまして、さらに観光地ごとの経済力が違ったり、あるいは客層が違ったりとさまざまな状況がありますので、私以前議会のご答弁で申し上げたとおり、今壮瞥町の観光の玄関口として先ほど申し上げました昭和新山地区と、それから入り込み数が伸びております道の駅、こちらのほうの課題解決と、それから誘客のためのいろいろな工夫というのを優先いたしまして、その2大拠点を核にそのほかの観光地につなげていくと。そこでいろんな情報発信をして、つなげていく、あるいは電子媒体、ホームページとかSNSなどの情報発信も含めまして、そういったつなげ方をメインにやっていきたいと考えております。

それから、3点目の噴火の40周年として観光地としてのあり方、昭和新山地区のシェルターを設置してはどうかというお話ですが、これにつきましても昨年の活性化委員会のごときに同じお話が出まして、町といたしましても検討いたしまして、他の地区でそういったシェルターを設置しているところもございます。そういったところの事例も調査いたしまして、やはり多額の費用がかかるということは明らかになってまいりました。さらに、シェルター設置するということは、噴火の際にその地区に一定期間観光客の方の足をとどめるということになりますので、それよりは何か前兆があった際にその地区に入れない、あるいは突然のときには避難誘導して、地区外に出ていただくということを考えていきたいということで、昭和新山地区の活性化委員会の皆さんにも申し上げまして、この点についてはご理解をいただいております。

さらに、4番目の防災無線の多言語化ということでございますが、こちら比較的費用もかからなくできるものかとは思いますが、近々にこの近辺の1市3町で洞爺湖温泉街で防災訓練を行うということになっておりますので、そういった中での課題と、それから状況等を調査いたしまして、今後検討していきたいと思っております。

以上です。

○町長 ただいま全町的な町の観光振興の計画があるかというご質問でございますけれども、長期的な計画というものは今持っておりませんが、委員ご承知のとおり町、観光といいますと町内外、国外に向けても観光地であるこの壮瞥町という町をどう売っていくかということがやはり今後の観光振興にもつながっていくだろうというふうに思っております。そういった意味で、昭和新山、洞爺湖といえば多くの方が承知しているわけがありますけれども、やはり壮瞥という地名がなかなか浸透していない、知られていないのが今の現状でございますので、そういったことで「そうきたか！そうべつ」、これはそういう意味もあって、壮瞥の町を売っていくということもございまして、こういったブランドアイデンティティーもつくった次第であります。また、今多くの外国のお客様が壮瞥町、この洞爺湖周辺にも来ていただいておりますけれども、私もそういったお客様がぜひ旅行者さんを通じて送っていただくために海外のほうにプロモーションに行っております。おかげさまをもちまして、観光協会、あるいは観光業者の皆さんから多くのお客様がふえているというお話も聞いております。これ洞爺湖町と一緒にこの周辺をPRしながら、多くのお客様に来ていただくための努力はしているつもりでございます。

また、各地域における観光振興につきましては、湖畔地域でも仲洞爺ですとか壮瞥温泉、あるいは滝之町周辺ですとか観光果樹園ですとか情報館、あるいは蟠溪温泉、弁景温泉のオロフレスキー場等々がありますけれども、町としてはそういった地域にどのような観光振興をしていけばいいかということをややはり考えていかなければならんというふうに思っておりますけれども、今のところは今現存している観光地域を整備をしながら、また観光業を行っている皆さん方の意見を聞きながら、その地域の観光振興はしていかなければならんかなというふうに思っております。蟠溪温泉については、非常に豊富な温泉があって、あの温泉を何とか活用したいなという思いはございますけれども、やはりそこに入ってきていただくホテル業をされる方がなかなかいらっしゃらないのが今の現状でありますけれども、453号が今拡張整備されますので、その後町としても若干の絵を描いているところもございまして、蟠溪地区においてもこれは図っていければなというふうに思っております。過去にもいろんな構想があって、なかなか実現に至らなかった経緯もございまして、やはり基幹産業である農業、あるいは壮瞥町全体の観光についてはしっかりと取り組んでいかなければならんかなというふうに思っておりますので、計画は長期的なもの今立てていませんけれども、その辺はご理解を……今取り組んでいることに対してはご理解をいただければなというふうに思っております。特産品の開発も観光振興の一つかなというふうに思っておりますので、そういったことでよろしくご理解を賜ればという

ふうにおっております。

○松本議長 私は、同じく観光費に……観光費しかないですね。観光費の中で壮瞥温泉地区の護岸、これは正式な、園地管理に関して質問をいたしますが、中身は昨年現地も所管事務調査で赴きましたけれども、護岸の工事と、それからたしか車どめの木製の腐りかけたやつを撤去して、擬木の処理をするないしはまたこれも壊れかけたベンチを撤去するだけかな、そういったことが含まれていたと思うのですが、書類は見ましたけれども、どれか1つが未実施のやつがあったのでしょうか。その確認と、護岸はやったようです。写真もありましたから。そういった工事をした後の効果をお伺いしたい。あそこは、ご承知のようにプレジャーボートが無防備と申しますか、勝手放題に湖畔のあちこちで壮瞥地区の場合やっていたということが当時旧洞爺村のほうで入り口を決めて、ルールを決めて、地域を挙げてやったことで、ルールが制定して、管理されたと。その管理を嫌がる、いわば自由にしたいという人たちがどんどんあふれていた状況を改善するためにいろんな工夫をしてきたと。それからもう10年たっていますけれども、ちなみにそこで管理をしてくれているのも高齢者事業団の方が来ているわけで、先ほど出ていた昭和新山のときも駐車場の整理もこれ高齢者事業団、本当に地域に貢献されているわけですし、その方たちの仕事といえますか、業務が消えてしまったときどうするのだというふうなことも心配あります。それちょっとおいておいて、違う話ですが、そういったところでも貢献されているということを指摘しておきます。問題は、事業、工事をした効果はどうなったのか。先ほど言ったように、当初あった騒音のことだとか不法キャンプだとか、ごみを放置していくと。相当改善されているとは思いますが、またそこで現地でいろんな意味で整理をされている高齢者事業団の方々含めて管理をされていますけれども、その後どのような推移を経ているのかなということをお伺いしたい。問題点はあるのかなのかです。

○商工観光課長 ご答弁申し上げます。

洞爺湖園地についてのご質問ということでございます。まず、未実施の事業という部分のご指摘でございますが、その指摘が私の考えと一致するのであれば、護岸工事の部分で一部未着手の部分があるということございまして、それは斜路の洞爺湖に向かって右側の護岸なのですが、まだその部分一部護岸整備していない部分がありますが、その辺は以前議会でもご答弁申し上げたかと思いますが、この地区の利用の仕方、あり方全体を検討しているという部分とその部分はちょっと近々の危険性がないということで、今未着手の状態になっております。

それから、2点目の昨年の実施事業の効果についてでございますが、3つやっております。まず、1つが先ほど言いました護岸工事、これは斜路の洞爺湖に向かって左側の部分です。まず、こちらについてはその後大きな石等を積んで、護岸をしっかり保護するという施工を行いまして、その後の侵食がやはり食い止められているという状況でございます。さらに、車どめの入れかえについても、これは車どめ自体は車両の横から入ってくるのを防ぐためのものですが、それは当初設置していた木製のものが古くなって、非

常に見苦しくなっているということもございましたので、新しい擬木的なものを設置して、車どめ効果を発揮しているということもございます。さらに、ベンチの撤去につきましては、古く設置されたものが上の盤面がぐらぐらして、危険になっていると。非常に重いものもございますが、それが間違っ座って、落ちて、あるいは観光客の足の上に落ちるなどしたら大けがの危険性があるということで、危険のあるものを撤去したということで、安全性の確保を担保したということもございます。

それから最後に、園地全体の現在の状況ということでございますが、おっしゃられるとおり十数年来の努力によって現在非常にルールを逸脱した利用というのは当初よりはかなり少なくなっているという認識でおりますが、現在もやはり夏場を中心にキャンプ行為をしたりという状況はちらほらと見受けておりますので、そういったクレームも観光協会などに寄せられているという状況も入っておりますので、今後やはりそういった注意喚起含め、さらに看板設置ですとか、あるいは物理的にキャンプをできないような対策を講じるなど、そういった部分はたくさんのお金はかけられないかと思いますが、そういった地道な努力は展開していきたいと思っております。

以上です。

○松本議長 おおむね了解はしております。工事関係は了解いたしました。

あそこの利用に関してなのですけれども、お話ありましたように平穩、そんなにトラブルがなく、現場ではいろいろあるのかもしれないけれども、多少キャンプも目をつぶれば体制に影響はないかなというところはあるのですけれども、トラブルとかですね。実は、それで聞き忘れたのですけれども、洞爺湖町と壮警町、それから環境省でしたか、内水面利用の協議会がたしかあったですね。名称忘れちゃったけれども、そういったところでほかの町も含めた湖面利用のトラブルはないのかということ聞いたかったですけれども、実は平穩な状況が続いていたと思うのですけれども、先週ですが、ふと朝、余り最近聞かなかつたいわゆるプレジャーボートが……わかりますよね。ウィンウィン、ウィンウィンとちょっとふざけたアピール行為というか、岸のそばでやっているなということで気づいたのですけれども、ただずっとルールを守った人たちはそれをしていなかったはずだし、自治会としてもブイをちゃんと置いて、向こうに行きなさいということは守ってもらっているはずだったのだけれども、もしかしたと思ったら要するに違うところからおろして利用しているグループなりが目撃したので、そういったこともほかで発生しているのではないのかと、こう見方をするわけなのです。それで、何をしているのだという話ではないのですけれども、そういったことが散見されると、多分そういうのは非常にすぐ伝わって行って、あそこ利用できたり、ここでできたりみたいなルールを無視した無法地帯になることが心配だと。一応自治会長もやっているものですから、恐らくすぐ役員会でクレームがつくと思いますけれども、そうならない意味にも、もっと言ったら健全で明るい観光地を目指さなければいけないうちの町としては、そういうルールの中で自然を愛し、自然と一緒に過ごしてもらおう健全な観光地で、そのアピールも含めてそういったものにつ

いては徹底的にだめだとだめ出しをすべきだと私は思っています、私でなくても皆さん同じだと思うのですけれども、先ほど言いました内水面利用でほかの……ほかといたって2つしかないですけれども、洞爺湖町などからそういった散見されるトラブルがないのか、あるいは壮瞥町内でそういったトラブルの情報はまだないのか、その確認をしたいと思います。

○商工観光課長 ご答弁申し上げます。

最近のプレジャーボートの使用についてということで、これがおっしゃっているものと同一の事例かどうかわかりませんが、やはり近日、最近ちょっとルールを無視した利用の仕方があるプレジャーボート利用者がいて、その利用者がどうもウチダザリガニのかごをいじったりしているとか、あるいは島に上陸して、何か煮炊きをしているとか、そんな情報もありまして、こういったところについて洞爺湖町と連携しながら、終わった後ですけれども、調査に入って、いろいろその状況を調査をしたという事態はございます。それで、そういったルールを無視した利用については、やはりこれからも洞爺湖町と連携しながらいろんな対策を講じていかなければならないということで洞爺湖町とも話をしておりますので、連携しながらそういった対策に今後も当たっていきたいと考えております。

以上です。

○森委員長 35 ページ、ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○森委員長 次に、36 ページ、土木費、土木管理費、道路橋梁費、河川費、水道費。

○加藤委員 私は、道路橋梁費の除雪経費についてお伺いしたいのですけれども、これは近年雪の積雪量が少ないわけです、このごろ。その中で、やはり事業者に対しての維持管理という部分が結構重荷になっているのかなという感じを思うわけです。その中で、やっぱりそれに対して保障も少ないのかなという感じもしています。そういった中で事業所の安心運営のためにはやはりもう少し最低保障の見直しとか、そういうものも考える必要性があるのかなという感じはします。そういった検討も含めてどのように考えているのか、あと対応についてとりあえずお伺いしておきたいと思います。

○建設課長 ご答弁申し上げます。

除雪経費の最低保障の関係でございますが、現在行っているのは各月ごとに過去の除雪の出動の実績から除雪前のパトロール分の人件費を最低保障額にしていまして、例えば平成28年度ですと12月と3月が約8万円、1月が15万円、2月が約14万円になっていまして、実際業者さん、除雪を実施するに当たりましては除雪機械の準備ですとか、また機械のリース、それから運転手の確保をしておいまして、雪が降らなくても除雪のための経費というのはかかっていますが、今の保障額と現実とは大分差があるのかなというふうには感じております。ここ3年ぐらい雪が少なく、委託料自体も以前に比べると半分ぐらいになっているケースもあります。委員おっしゃるとおり、業者が安心して受注するためには人件費ですとか機械に係る経費をある程度……ある程度というのがどのぐらいかという

のはまた検討しなければならないのかなと思うのですが、天気は左右されずに受注できる環境というのは発注者側としてはちゃんと整備をしていかないとだめかなというふうには考えているところでございます。

○加藤委員 ある程度理解させていただきました。

この部分に対して最低保障というのはいかがなものなのですか。私もちょっと勉強不足なので、確認したいのですけれども、ほかの近隣の町村含めて全道的な町のこのことに対する対応というのですか、捉え方はどのようにして……多少例えば最低保障、かかる経費の3分の1とか5分の1かわからぬのですけれども、そういう取り組みをしている町もあるのかどうかの確認だけをしたいと思います。よろしくをお願いします。

○建設課長 昨年近隣調べて、ちょっと資料持ってこなかったのですが、全く見ていないところもあれば、本当に最小限というか、うちと同じようなそれで保障になるのかなというぐらいの金額のところもあれば、業者からもそういう要請を受けているところもあるというのが大体近隣の状況なのですが、大きなところになりますと例えば除雪ステーションをつくる部分は100%保障するだとか、除雪経費の実績の半分以上を保障としないと業者がやらないというか、いないという状況もあるというのは聞いております。ですので、うちで保障する場合もそういうのも参考にしながら、今後検討していきたいというふうに思います。

○森委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○森委員長 次に、37ページ、土木費の下水道費、住宅費、都市計画費まで。

〔「なし」と言う人あり〕

○森委員長 次に、38ページ、消防費、それと教育費、教育総務費、小学校費まで。

○長内委員 教育費の教育委員会費も関連もあります。また、お許しをいただいて、高等学校費のほうにも若干関連ある部分なのかなと思いますので、委員長の許可をお願いしたいなと思います。関連で高校の部分。

○森委員長 暫時休憩します。

休憩 午後 2時34分

再開 午後 2時34分

○森委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○長内委員 教育委員会と町との部分の中で、ことしの7月27日に壮警町総合教育会議というのが開かれております。これは昨年も、28年には8月29日に壮警町総合教育会議が開かれておまして、これは町のホームページの中で情報公開されておまして、そこに議事録として載っております。私も傍聴できなかったものですから、関心がありましたので、ホームページからプリントアウトして、議事録読まさせていただきました。その中で、この教育会議というのは以前はなかったのかなと思いますが、国の教育改革、もし

くは委員会改革にもなるのでしょうか。そういう中で首長といいますか、町長と教育委員会との間で教育行政のあり方について検討される会議なのかなというふうに承知をしておりますけれども、これが行われるという、それは公開で行われているということでございますが、昨年、それからとし、それぞれ議題は壮警高校の移転についてという形の中で教育委員と町長と懇談がされております。その司会役としては町長が……町長主宰として考えていいのかなと思うのですが、それから考えると。担当課、教育委員会担当と、それから以前は企画、今は総務課の立場の中で担当課の課長さんが出て、意見交換をされているということなのですが、それで壮警高校の移転の考え方について、せんだって行われた教育懇談会の中で意見の交換がされておりますが、私が気になったのは教育委員さんのそれぞれ異口同音に移転のあり方について委員会として議論されてきて、方向性を示されて、そのことに対して町の方向性が3月定例会で当面の間見送って、もう少し慎重に考えたいという形の中で町長からのお話があったという形に対しての意見の交換が主なのかなと思っておりますが、この教育会議のあり方として、これは年に1回持つ会議なのか、それとも必要に応じて数回持つことが可能なのか、その点についてまずお伺いしておきたいと思っております。

○総務課参事（庵） ご答弁申し上げます。

開催につきましては、基本的に随時といいたいでしょうか、随時ではないです。必要に応じて開催をするということで考えております。

以上です。

○長内委員 わかりました。

必要に応じてということなのですが、私もこの教育会議というのはスタートしてそれほど長くないわけでしょうから、そういう中でいろいろ会議のあり方というのが構築されていくのかなとは思っているのですが、その2年間とも課題は壮警高校という中で、28年度の会議では町長の考え方も担当課も含めて説明があり、そして教育委員会が委員さんとの意見も交換があり、同じ方向性を向いて終了したと。29年度の場合には町長の執行方針を受けて、委員さんからも意見があったということなのですが、この流れについて委員さんの中から町としての重要な決定されるまでの間の中で、会議等も含めて教育委員会との懇談の場なり協議の場が複数回あってもいいのでなかったのかというような指摘がありました。その点についてどのようにお考えになっておりますか。

○総務課参事（庵） ご答弁申し上げます。

委員のおっしゃるとおりでございます。今回の総合教育会議の中で教育委員の皆さんからもちょっと早く協議をする場が持てなかったのかというようなご意見をいただきまして、町側としては今後はそのような形で対応していきたいということで答弁をしております。

以上です。

○長内委員 この議題といいますか、内容については非常に当然議会としても関心は高い

ところでもありますし、町民としても関心の高い事柄でもあります。そうした中で、やりとりの中で議会に対する見方もちょっと出ておりましたけれども、いろんな理由がある、多くは少子化の流れの中で決断をする上でもう少し時間が必要でないかという最終的な判断で町長は示されたということなのですが、それは議会側もある面でもう少し意見交換、情報交換をする場があってもよかったのではないかという指摘もさせていただきましたし、財政のいろんな変化の中でそういう決断もあったのではないか、ただそれには町長は否定的で、少子化の流れの中で判断する時間もう少し欲しいということでもございました。今後そういう委員会に関連することであれば、また委員会と町部局との意思の精査なり統一なり、これはやはり特に関心事の高いものについては、こういう教育会議というせっかくの場もございます。それは、まして公開ということでもございますので、そういう分をまさにいい形で生かしてやはりやっていくべきなのかなと思っておりますが、それについての考え方と、それから高校のもう少し時間が欲しいと町長が話されておりましたが、9月議会終わって、予算の関係も含めて今後調整されるのかなと思っておりますが、そういうことの中で壮瞥高校に対する取り組みとしていつごろをめどとして方向性をお考えになっているのか、今の段階で答えようとするれば、あわせてお答えをいただければと思います。

○総務課参事（庵） 私のほうから1点目のご質問についてご答弁いたします。

総合教育会議、そもそもの趣旨が首長と教育委員会が教育施策の方向性を共有する、あるいは調整をする、そういったものが目的でございます。したがって、今回のような、本町の教育行政にとって非常に重要な案件でございますので、総合教育会議の中でご指摘をいただいたことも踏まえて、逆にこの教育会議をいい意味で活用させていただくという形で今後進めていけたらいいかなというふうに考えております。

以上でございます。

○森委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時43分

再開 午後 2時43分

○森委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○副町長 2点目の部分につきましては、今検討を重ねております。総合教育会議もそうですが、まず全員協議会等を開催させていただいて、議員の皆様とも意見交換をする場を設けてから最終的にはなるべく早目にそういった設定をさせていただいて、結論を導き出していきたいというふうに考えております。

○毛利委員 私は、教育委員会のほうでちょっとお聞きしたいのですが、今小学校、中学校、高校と新聞がたしか2社購読していると思います。主権者教育とか、それから授業に新聞を取り入れるというのからすると、あの2紙ではちょっと足りないと思うのですが、今後ふやすお考えはありますでしょうか。

○生涯学習課長 ご答弁申し上げます。

各校における新聞の購読につきましては、委員おっしゃられるとおりの地元紙の2社で
ございます。現状におきましては、この2社という中での動きではございますが、今おっ
しゃられた部分のことに关しまして今後この部分での新聞社の中でいいのか、それとも
広げるべきなのかというのは今後の課題だと思っており、検討を続けていきたいと思いま
す。

○毛利委員 今検討の課題だとありますけれども、文科省からも言っていますとおり主権
者教育する場合は教員はなるべく中立を保てという場合、やっぱりいろいろな新聞の記事
を取り寄せて行っている各学校もあります。そうすると、今の新聞だけで提示されて、問
題をどのように捉えるかと。児童生徒に提示した場合は、中立というのも保つのはちょっ
と難しいのではないかと。それから、この2社だけでとり行うとすれば、メディアリテラ
シーという部分においてもちょっと問題があるのではないかと思うので、今検討を重ねま
すということで、なるべく早くというか、よく国会のほうでは聞きますが、善処をお願い
したいと思いますが、いかがでしょうか。

○生涯学習課長 ご答弁申し上げます。

今委員言われた内容を踏まえまして、これから予算等の時期にも入ってまいりますし、
そういう部分を含めて、少しその部分において前向きに考えていきたいと思えます。

以上です。

○森委員長 38 ページ、ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○森委員長 次に、39 ページ、中学校費、高等学校費。

〔「なし」と言う人あり〕

○森委員長 40 ページ、社会教育費。

○松本議長 40 ページに該当すると思うのですがけれども、地域農業科実習費、先ほどの長
内委員と同様に高校の問題になるのですけれども、私も議会、ことし道内の視察という
ことで奥尻島を選びまして、奥尻高校を視察してまいりました。皆さんも知っていること
だろうから、概略省略しますけれども、人口が2,600程度で、高校が1校、ちなみにワイ
ンの工場もありましたけれども、奥尻ワインを生産しておりました。それはおいておいて、
高校、人口比率が似ていますから、町内からおよそ20名程度の中学生が卒業したときにそ
の進路が現在はほとんどが島の外へ行くと、函館等含めて。それが多そうでありますけ
れども、そういったことでどんどん衰退していく高校、道立から町立に変えて、そういう
ドラマがあるので、進めると。中学校も1つにして、隣接させるというような
ことで、町のいわば活性化の核に学校を捉えて、まちづくりにつなげていこうと。スキュー
ーバダイビングの資格を取るとか、地域のまちづくりを真剣に考える場面をつくるとか、
町民との交流をどんどん進めるとか、もろもろの生徒や父兄に対する支援策はおいておき
まして、そういった学校の特色を町立がゆえに大きく生かして、いわば島内留学と言っ
ていましたか、島外留学、島に呼ぼうと。いずれはそういった若い力でまちづくりにつな

るようなこと、定住につながることで、例えば特産品開発かもしれませんが、そういう特色あるまちづくりにつなげたいという希望でスタートしたものでありまして、学んだのはというか、模倣したのは島根でした。海士高校。海士町の高校です。あれは県立ですけども、これも省略しますけれども、特色あるまちづくり、高校づくりをして、地域づくりにつなげたいわば優等生というか、模範になっていると。それを選ぶのですけれども、ほっておいてもじり貧になっていく地元の高校進学者、それをとめる方法でもある。引きとめる。魅力ある高校をつくって、島から出ないというか、なるべく出ないような高校の魅力、それから島外から島に来てもらう努力をします。それには相当お金もかかったようでありまして、やっぱりこれは学校長というよりも町長の発想で、町を挙げての、核にするわけですから。それを私どもが学んできたわけですが、決してそれをうちがまねすべきだという話をしてはいるわけではないのですが、やはりそのぐらいの覚悟がないとこれ難しいのだからということぐらいはわかりました。これ感想も含めてですけども、実際どれだけ高校にいるかというところ十四、五でしたか。違っていました。そのうち3名が留学。だから、旗振って、1年間やったけれども、失礼な言い方すると余り成果まだ上がっていない。だけれども、単視眼的に見たらそうなのだけれども、目先は先のほう見ているわけで、そうすることがまちづくりの唯一の……唯一とは言いません。正しい道だと思って進んでいるわけです。その根性と覚悟があるのだけは評価すべきだと思いました。言い方嫌らしいですけども。これも言っていたのです。壮警がある意味うらやましい。陸続きで、しかも大きな町が近くにあつて、二十数名のうちほとんどほかから来てくれる、そんな条件ではないということを……何が言いたいかというと、どこでもそこでも状況は随分違うのだけれども、これを核にしたり、やっぱり真剣に教育だけではなくて地域の問題として捉えていかないと恐らくじり貧になるだろうというのが感想でした。戻りますけれども、今長内委員が言ってきたように教育委員会の会議の中で不満なりあったと思うのですけれども、最大のネックだと思われるのはその議論で、恐らくお話し合いが春から半年も延びたということに尽きると思うのです。議会は議員協議会を開いて対応しようとしたけれども、2回会合を開いて、生徒や保護者、教員の意見を聞くこと、それから純粋に教育環境の問題で議論を進めることぐらいに絞って進めようとしていたのですけれども、執行方針で諸事情は理解しないでもないのですけれども、それのみ込んで議論をとめたままになっているのですけれども、議会としても思考停止ではだめだと思うのです。議論し続けられないいけないことで、アンケート調査もいただいたし、議会としても継続協議をすることをお約束した上で、理事者側、行政もやはり自分の問題として、教育だけではなくて、そういうふうな捉えて進めないと、しかも教育委員会が半年間情報が来なかったということの時間的なロス、タイムラグといいますか、それこそが協働の町といいますか、町長がおっしゃったような住民と一緒に考えていくまちづくりにすればちょっとずれているのではないかと。ここが一番大きなポイントとは言いませんけれども、私はミステイクだと思っています。我々だってもっと早くに例えば教育委員さんと

の議論も、1度重ねていますけれども、あってもよかったかもしれませんし、自省の念を込めて言えば、実際3月から高校の問題を議論していませんし、ただせっかく奥尻行って学んだことは次の議論に生かしたいと思っていますし、我々はもっと勉強すべきだと。その上で協議重ねてまいりたいと思いますので、この段階でやめますが、考え方をお伺いしたいと。

以上です。

○町長 まず、この春の執行方針の、私の考え方を皆さんにお伝えする以前に教育委員さんと協議をしてこなかったことについては、本当に教育委員の皆さん方、あるいは町民の皆さん方に大変申しわけなかったなというふうに思っております。ただ、半年という、9月から3月までの間にやはり、特に年明けてから少子化ですとか、あるいは中学生の卒業生の数ですとか、そういったこの西胆振地域の状況を考えたときに将来的に向けて移転をした場合、もし、私の気持ちの中にあっただのは、久保内に例えば移転したときにいろんな事情で生徒数が減って、中学校の統合等の議論をされた久保内地域において高校についても議論をまたしなければならぬ状況になるときが来るのではないかなという、そういった私自身の心配もございました。そういった思いを久保内方面の皆さん方に期待を持たせておきながらこういう判断に至ったということは、やはりそういった思いがあつての私の判断でございましたので、そのことについては本当に地域の皆さんや町民の皆さんに私の考えが変わったことについて、変わったといいましょうか、検討したいというお話はさせていただきましたがけれども、最終的な決断はしていなかったわけでありますので、その辺のことはご理解をいただければというふうに思っております。

また、北海道全体で町立高校十数校ございますけれども、やはりうちの町の高校と違いまして、うちの町と同じような状況にある高校は音威子府でございまして、ほとんどの方が町外、あるいは全国から生徒さんが集まって勉強しているところでもございまして、他の高校につきましては、今奥尻高校のお話がありましたけれども、半分以上の生徒さんがやはり地元の高校に進学をしているということでございます。そういったことを考えますと、壮瞥高校、確かに地域農業科ということで生徒さんがたくさんといいましょうか、以前よりは入学者数がふえていることも事実であります。また、教育委員会、教育長初め先生方の努力には私自身も本当に敬意を表しているところでもございます。何とかそういったことも考えたときに、久保内に移転したときに生徒数が激減をしたらどうしようという思いは今でも持っているところでもございます。

以上であります。

〔発言する者あり〕

○町長 先ほどからどちらにするかの最終的な判断についてはやはり久保内地域の今後の振興等もございまして、本当に議員の皆さんと協議しながら、早い時期には判断をしなければならぬかなというふうには思いましてございますけれども、今まだもう少し時間をいただければというふうに思っております。

○長内委員 ページ変わりましたので、高等学校の教育振興、関連で質問させていただきたいと思います。

今町長から久保内に移転したときにそのことによって生徒数が激減して、高校の存続が危ぶまれるということも一つ考慮した上での判断だということでございました。今までの議会の議論も含めて高校は存続すると。その上でどちらが、今の学校のあるところのままの形で存続するのがいいのか、もしくは移転という形がいいのかという議論の中でもございましたけれども、私は今議長もお話ししておりました奥尻にも視察をして感じるのは、やはり町立高校として壮警高校がどういう存在で、これから町立の農業高校として維持していくために何が必要で、どういうことに町として取り組むことが必要なのだという。私も一般質問の中でこういう組み合わせはみたいな話はしましたけれども、まず存続することがどうかという本質的な議論をやはりこの際しっかりするべきではないだろうかと思うのです。そうした中で農業高校として存続した上でどちらがその方針、学校運営のいろんな部分があると思いますが、そういう中で存続するとすれば今の現在地がいいのか、もしくは移転するのがいいのかということも含めて判断しなければ何かちょっと趣旨がずれるといたしますか、最初に場所ありきではないのだろうと思うのです。壮警高校が町立高校としてどういう存在で、今後生徒数が減るといふ推移は、それはわかります。でも、ことはたしかその後去年より若干ふえていると私は認識しておりますが、これはやはり逆に言えばそういう決断がおくれればおくれるほど生徒数は減っていく可能性がある、将来が見えないということに対して。そういうことを考えていくと、壮警高校の基本的な部分をしっかり議論して、その上でどの場所が存続するとすればふさわしいのかという議論をやはり展開するべきでないだろうか。久保内の住民がどうのこうのではありませんかと思っておりますが、その点についての考えもう一度聞きたいと思っておりますけれども。

○森委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時00分

再開 午後 3時01分

○森委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより休憩に入ります。再開は15時5分といたします。

休憩 午後 3時01分

再開 午後 3時05分

○森委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○副町長 ただいまいただいた意見として捉えさせていただいて、今後の検討の中で十分協議を続けていきたいというふうに思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○森委員長 40ページ、ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○森委員長 次に、41 ページ、国際交流費、保健体育費、災害復旧費まで。

〔「なし」と言う人あり〕

○森委員長 次に、42 ページ、農林水産施設災害復旧費、その他公共施設・公用施設災害復旧費、文教施設災害復旧費、公債費、諸支出金、給与費まで。

〔「なし」と言う人あり〕

○森委員長 次に、43 ページ、予備費について。

〔「なし」と言う人あり〕

○森委員長 次に、一般会計歳入歳出決算全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○森委員長 次に、国民健康保険特別会計歳入歳出決算全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○森委員長 次に、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○森委員長 次に、介護保険特別会計歳入歳出決算全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○森委員長 次に、簡易水道事業特別会計歳入歳出決算全体について。

○松本議長 1点だけ。

28年度で久保内地区の漏水箇所が随分あったやつを根本解決のために減圧弁ですとか増圧モーター、高圧ポンプなどを設置する大規模な工事をやられておりますけれども、工事請負費で。その後の経過、どうなっているのか、ほぼトラブルはないのか、その確認だけです。

○建設課長 ご答弁申し上げます。

町内全体の漏水の件数、平成28年度19件ありまして、そのうち久保内に関係するのが10件ほどありました。昨年11月に今の工事が終わりました、切りかえというか、圧を下げて対応しているのですが、その後は漏水もなく、29年度は立香で1件あったのですが、久保内関係はゼロ件ということで効果は出ているというふうに見ております。

○森委員長 簡易水道事業特別会計、ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○森委員長 次に、集落排水事業特別会計歳入歳出決算全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○森委員長 これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○森委員長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第61号 平成28年度壮警町各会計歳入歳出決算認定についてを採決いた

します。

本案は、認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第 61 号 平成 28 年度壮瞥町各会計歳入歳出決算認定については認定すべきものと決しました。

◎閉会の宣告

○森委員長 これにて本特別委員会に付託されました案件の審議は終了いたしました。

よって、決算審査特別委員会を閉会いたします。

(午後 3 時 1 0 分)

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するために
ここに署名する。

委員長

署名委員

署名委員